令和3年12月8日(水曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	中	島	_	郎	2番	池	内	弘	道	3番	浅	野	修	_
4番	宮	Ш	德	光	5番	濱	村	美	香	6番	Щ	本	久	夫
7番	矢	野	依	伸	8番	矢	野	昭	三	9番	Щ	﨑	正	男
10番	吉	尾	昌	樹	11番	宮	地	葉	子	12番	小	永	正	裕
13番	澳	本	哲	也	14番	小	松	孝	年					

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松本敏郎	副 町 長	松田春	喜
総 務 課 長	土居雄人	企画調整室長	西 村 康	浩
情報防災課長	德 廣 誠 司	住 民 課 長	宮 川 智	明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	川村雅	志
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政	史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和	彦
建設課長	森 田 貞 男	会計管理者	小 橋 智	恵美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤本浩	之
教 育 次 長	橋 田 麻 紀			

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山本陽美

令和3年12月第20回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和3年12月8日 9時00分 開議

日程第1 一般質問(質問者:1番から4番まで)

令和3年12月8日 午前9時00分 開会

議長 (小松孝年君)

おはようございます。

これら本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸藩の報告をします。

陳情第24号および25号ならびに請願26号は継続審査となりましたので、ご報告致します。

また、継続審査となっておりました陳情第 21 号から 23 号までは審査未了となりましたので、議題としないことをご報告致します。

以上で諸藩の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

6番(山本久夫君)

おはようございます。

それでは一般質問を行います。

私の方では今回、2 問について一般質問します。

まず最初に、学校の給食費の無償化についていうことですが、これは3回目になります。令和元年9月と昨年、令和2年度12月と今回、3回目でございます。その都度、答弁として協議をするとか、検討するというお返事をいただいておりますが、今回もまた同じ質問になりますがよろしくお願いしたいと思います。

まず学校給食についてですが、今年度、令和2年度においてもですね、全体の児童生徒数が575名、それで全体の給食費が2,859万4,120円になってます。その中で、公費負担が806万4,235円で負担率は約28.2パーセントになっております。これは例年、平成30年度から令和2年度、今年までだんだん、3年度までですが、こうだんだん上がってきている傾向がございます。特に令和元年度と2年度におきましては、この町費の負担率いうのが約4パーセント増額してます。この4パーセントは、普通であれば大体24点とか24.2パーセントぐらいなんですが、平均すると。それが4パーセントぐらい上がって28パーセントになってるんですが、この原因が元年度から2年度の分ですからこれははっきりしたことは言えませんけど、ある程度、業種を問わずコロナの影響があったもんじゃないかと推測できるわけです。こういう状況にあるいうことを、まず皆さんご確認していただきたいと思います。

それともう一つは児童生徒数ですが、これが平成30年度が623名、令和元年度が585名、令和2年度が575名と、やや減少気味でございます。この平成30年度から令和2年度にかけては約50人ぐらい減少してるんですが、今後、こうした傾向いうのは続いていくのだろうと推測もできます。

こうした状況も踏まえてですね、子育て支援の一つの政策の一環として、もうそろそろ無償化を判断してもいい時期ではないかと考えておりますが、町長、いかがお考えでしょうか。

まず、伺いたいと思います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは山本議員の、学校給食の無償化についての令和4年度からの実施は検討していないかという通告書のご質問についてお答えしていきたいと思います。

学校給食の無償化につきましては、先ほど議員おっしゃられたように、令和元年度の9月と令和2年12月議会でも同様の質問をいただいております。また、別の議員さんからも同様の質問いただいたこともございますけれど。まず教育課題として、学校給食の無償化が学校給食の目指す教育の効果、つまり健全な心身の発達、増進、体位の向上、望ましい食習慣、地場産品の利用や郷土食による地域の食文化の理解等、ということをさらに高めるとは考えにくいという従来の教育的の観点は現在もうかっておらず、教育施策の優先順位からも考えても、学校給食無償化というのは現在のところ教育課題としては持っておりません。しかし、議員おっしゃられたように子育て支援施策としての検討は、それとは別途必要と思っております。現在、黒潮町では第2期黒潮町子ども・子育て支援計画、これは現在令和2年度から令和6年度の計画でございますけれど、それに基づいて子育て支援事業を実施しているとこでございますが、その中では学校給食の無償化についてはまだ触れられておらず、令和4年度からの実施については検討しておりませ

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山本君。

6番(山本久夫君)

まあ町長、検討してませんというお返事をいただきましたが。

今言われたように、その無償化がすぐ子どものその学力の向上とかね、そういう分にはなかなか。また、 そうなることもないやろうと思うんですが、関係ないとは思うんですが。

教育委員会としてもそれはある程度子育で支援策の一つとしてもう考えないかん時期じゃないかと。子 どもがおっての学校ですから。これだけ子どもが少なくなってきたら、ある程度は考えていく時期ではな いかと思うんですが、ただ検討しているだけということですので、その検討する内容がよく分からないん ですが。何を検討して、このなかなか難しいのか。そういうところを具体的にもし分かるようでしたらお 答え願いたいと。

その財源のことにつまりなってしまうと思うんですが、その財源がないから、その財源が工面できないからできないという考えなのか。

もう一度お聞きしたいと思います。

議長(小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

財源の理由ももちろんございます。例えば、前回の同じ質問に副町長が答弁したことに、仮に3,000万の町費が要ればですね、国の補助金を2分の1受けれる事業、そして過疎債なんかの充当率100パーセント交付税で70パーセント返ってくる制度を使うと、3,000万で3億の事業ができます。現在の、今議員がおっしゃられた町の負担、2億33万程度でございますけれど、それでいくと1億6,000万ぐらいの事業が

できるわけでございますけれど。そういうふうなことが恒常的な支出として出ることは、当然町としては 財源的に大きな負担になります。仮にそれが10年続くと10億という事業になりますので、これからの事業の計画に大きく影響することはもちろんございます。

ただ大きな理由はですね、そうじゃなくて、学校給食の無償化の課題につきましては、その他子育て支援施策については給食の無償化のほかに医療費の支援とかさまざまな課題がございますけれど、その他の支援策も含めて総合的に検討してまいりたいと考えております。

その子育て支援施策につきましては、教育委員会と健康福祉課の連携が必須でございますので、現在子育て家庭教育推進準備会を町内で立ち上げ、次期子育て支援計画へ反映すべき項目の洗い出し等を行っているところでございます。

黒潮町が真剣に向き合わなければならない少子化問題も含めて、黒潮町子ども・子育て支援計画を整備する中で優先するべき子育て施策を決めながら、総合的な検討する中で考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山本君。

6番(山本久夫君)

町長、財源のほかに、例えば3,000 万で、まあ3 倍ぐらい、10 倍ぐらいの事業ができるいう過疎法なんかを利用すればね、そういうことはできるというそれは十分分かるんです。

そういう話ではなくね、つまり今、2,800万のうちの800万ぐらいはもう町が支援されているわけです、 給食費については。あと残り2,000万なんです。そういうことを考えていくと当然ながら、その今言われ る町長が言われることは十分分かります。その学校給食法であったり民法であったり児童福祉法なんか関 連するから、支援するにはなかなか難しいというのは昔からの流れとしてあります。しかし今は、その昔 は学校給食費を無償にすることは、その自治体が力があって財力があって勝手にやってくださいと。国は。 その代わりなんちゃあ支援はしませんよいうのは、そういうパターンをずうっと続いてきたわけです。

その中で至る所ですよ、全国でも少数の自治体が無償化を今ほとんどやっているわけです。国の方もそういう今までの試算と違って、その支援策として無償にすることは何らおとがめもないし、国も、そういう方向性はいいですよと。やってくださいというような方向。だから、設置者が判断していいですよということに今なってるんですよね。給食の無償化いうのは。だからそのへんも考えてね、ここの近隣市町村も必ず執行部は言われますけど、今この近隣の市町村の6カ市町村でやっているのは三原ぐらいですよ。三原はただしよいのは40人ぐらいで子どもが、50人か。小学校、中学校で60人ぐらいで、その中で大体財政基準でいうのは、小さいから11億ぐらいで。三原いうのは。全体でも、25億の中でやりゆう中で345万じゃったかな、給食費を出しゆう。基本的に考えてもあんまりね、黒潮町がじゃあ10倍やから。極端に言うたら10倍ぐらいですよ。それがうちはできないかいう話になってくるわけですが、三原でやったらできるのに何で黒潮町ではできんのかと。周りを気にすることはないわけで、近隣の。黒潮町ができればやればええことで。

その財源の方法として、前も言ったようにふるさと納税の寄附金を充てたらどうですかいうことを言いよります、ずうっと。これに 10 億ぐらいの今年も補助金が来る。それで事務費を含めて総務省の通達で50パーセント以下にしなさいいうことで、半分は町に残ってる。ただ、それを基金に入れてる。ただ、それは貯めるわけにはいかんわけです。目的が、ふるさと納税いうのはふるさとで使ってください、その自

治体で使ってくださいという金ですから。もうけたから置けるという財源じゃあないわけで、基金の中で割り振りゆうわけですよね。そん中で、福祉のことから農業からね、いろんなことを7項目に充てたお金を約、少ない所で5,000万、多い所で8,000万ぐらいは使ってるんですよ。この7項目で。農業の振興であったり、教育、福祉の充実でもないわ。そんな雰囲気でずうっとやってるんで、その金の中の幾らかを何とか工面できないかということを考えるという余地もあるんじゃないかと思うんですがね。

町長、そのへんを考えたことはないでしょうか。全体的に言われていることは分かります。その関係の 法令も十分考えて、そのへんをまたもう一度考えることはできませんかね。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、山本議員の再質問に続けてお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃるように、近隣の市町村では幡多郡では三原だけです。実施してるのは。まず、そのそういう状況の中でございますけれど、それは一つの状況として把握はしておりますが。

もう一つ、ふるさと納税の制度を今活用して、比較的順調に基金が集まってますけれど、これが将来にわたってずうっといくかは、まだまだ読み切れてない部分もございます。一度給食の無償化をしてしまいますと、これは元に戻せずずっと継続的な事業になろうかと思います。だから、子どもの数は確かに減っていくので、3年度としてこれから町の持ち出しが増えてくるという状況は考えにくいと思いますけれど。そういう条件も踏まえて、子育て支援施策、給食の無償化だけではなくて、さまざまな子育て支援施策がございます。これからの質問にも出ると思うんですけど、ワクチンの予防接種に対する費用負担、費用軽減ですね。それから、医療費の無償化の年齢引き上げとか、さまざまな課題。ずうっといけば保育料のことまでいくかもしれませんけれど、さまざまな子育て支援の施策がたくさんございます。こういうことを町としてはですね、総合的にまとめてるのが黒潮町子ども・子育て支援計画でございまして、これは、町の黒潮町子ども・子育て支援会議の方に町長の方が諮問しながら、その答申をいただきながら、5年ぐらいの計画を詰めておるわけでございますけれど。そういう作業の中で、総合的に子育て支援施策を町としての子育て支援施策を組み立てていきたいと思っております。

当然、その中には給食の無償化のこともあると思いますけれど、そういう総合的な中で優先順位をつけながら財政の判断をして、財政シミュレーションの中で判断をしながら検討をしてまいりたいと思います。 決して、将来やらないとか検討しないとか、そういうことではございません。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山本君。

6番(山本久夫君)

町長のやらないというあれではないです。

ただ心配するのは、教育委員会の方はね、まず多分、学校給食費の無償化いうのはね、あんまり優先順位から言えば低い方でね、まず出てこないという感じがします。教育委員会の方からは。もう、要は町長がやるかやらんかの段階になっているわけで。そいうことを踏まえて、いろいろ子育て支援あるとは思うんですけど、私の言ってるふるさと納税のやつなんかでは教育文化の推進とかいう名目で結構、8,000万ぐらいを使ってるわけですから、そのへんも考えて何とかね、やってもらえんもんじゃろかと思うんです。

今、町長、ご存じですか、一人小学生がやれば1カヶ月4,400円で、中学生になったら4,700円を毎月

払ってるんですよ、親は。それが結局、中学生一人と小学生一人でやれば 9,000 ちょっとぐらい。9,000 ぐらいをずうっと毎月払って。このお金いうのは結構ね、生活してると負担なお金なんですよ結構。年間で言いうたら 10 万近くなってくる。それを 9 年間いくわけですから。そういうことで考えたら、やはり支援の中でやっぱりそういう子どもの支援のための第一候補くらいに挙げてね、家庭のことを考えれば、やはりそういう考えも要るんじゃないかと。だから総合的に考えることはいいんですけど、総合的の中にそれがなかなか重要な施策として認知されてないというかね、無償化については。それはいろんな法律の絡みがあって、執行部もなかなかゴーが言えないところがあると思うんです。でも、そういったところをもうそろそろ思い切ってやらなかったら、これは到底ね、この話は進まないんです。ほんとに月 9,000 くらいのお金を毎月払ういうのはね、生活している中では大変重要な、それから比率としては大きいお金なんです。

これを何とか、町長、高いレベルの方へ上げてもらってね、協議してただけるというような方向性はできないんですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、山本議員の再質問に続けてお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃるように家庭の負担、月々のことですからあることはもちろん承知しております。この件につきましても、一律に無償にするのがいいのか、あるいは所得制限でやるのがいいのか、さまざまな検討も必要であろうかと思いますし。

それから、先ほどから繰り返しておりますその他の総合施策、子育て支援施策、医療費の無償化の年齢の引き上げ、あるいは感染症のワクチン接種の支援。ワクチン接種についても、かなりの子どもさんの数によっては負担がいっている場合もございます。

そういうところを総合的にやはり判断しながら検討する中で、今ご提案いただいてる件についても検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山本君。

6番(山本久夫君)

検討していただけるということですが。

僕もしつこく言わせてもらいますけど、教育委員会の方でも給食についてはね、過去にはもうスタート時点のときには貧困な子どもを救済するいう目的で給食が始まって、それ以来ずうっと続けてきている。 その中で教育長が一番知ってると思うんですが、もう食育というか食を通じての学習ということで、学校の中でもその給食はもう授業化とされてる。授業になってるような雰囲気があるくらいの、給食のことがこう子どもたちの学習の教材になってるような雰囲気があるんですが、現在は。

そうして考えたとき、やはり教育は無償やから、給食も無償にせないかんという話も出てくるわけです。 教育委員会としてはその点ね、やっぱり今のままでいくか、子どもの将来人数を考えたときにやはりそういう子育て支援は一番大事じゃないか。身近な親が一番それをやってもらうと効果があるんですよ。やはりそういうところに教育委員会として目がいってるのかいうことをちょっと教育委員会に確認したいと思いますので、後でいいので答弁してください。 町長、もう一つ、段階的にやるという方法もあるんで。

例えば、2,000 万のうちの1,000 万を負担しようと。2分の1を町が。そういう段階的に、将来は無償化に向かうけど、今は100 対 0 の議論しかしてないんで、やるかやらんかの。100 対 0 じゃない半分の50 パーセント、一部補助するというような考えもございませんでしょうか。

そのへんをもう一度お聞きします。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどから申させいただきます総合的な検討、そして検討の中のさらに細かい手法の問題。それは議員が今提案されました段階的、あるいは所得階層によっての支援、さまざまなことがあろうかと思います。 それも含めて、総合的に検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長 (畦地和也君)

学校給食の無償化につきましての基本的な考え方は、ただ今、町長が申されたとおりであります。

教育委員会としましては、私たちの仕事というのはつまり子どもたちにとってより良い教育環境を与えられた条件、物理的な条件、あるいは与えられた財源の中で最大限どのように確保をしていくかということが我々の仕事ではないかというふうに思っておりますけれども、そうした場合に、今現在子どもたちや家庭や学校で抱えているさまざまな教育課題を俯瞰したときに、優先すべきことは何を優先すべきかということを考えた場合に、これまで申し上げましたように学校給食の無償化はその費用等々と勘案をして優先順位は低いです、ということを申し上げてまいりました。

それから、議員が申されました食育に関しまして、学校給食による食育の効果も確かにあろうかと思いますけれども、金額的なものと見合わせるとやり方としてはもっと、食育に関してはもっと方法はあるのではないかというふうにも思いますし。

従いまして、繰り返しになりますけれども、総合的な教育課題を考えた場合にはどうしても私たちの中では優先順位は低くなってくるということでございます。

議長 (小松孝年君)

山本君。

6番(山本久夫君)

教育長、ありがとうございました。

教育長の話で優先順位は低いうということで、それは絶対そうなってしまういうことは十分分かります。 ただ、これからの子どものことを考えた場合、ほんで家庭のことを考えた場合、全てが子どもの問題とかいろんなことは家庭から始まるわけで、いろんな多いわけで、そういうことが。やはりそういう中で、親をちょっとでも支援するということも考えていかないかん時代ではないかと思うんで。

教育委員会も大抵その学校給食については教材として利用するような雰囲気があって、その昔と全然違うと。元気で食べたらいいという時代ではなく、栄養がどうのこうのとかいろいろ言われて、学校の教材、子どもが勉強の一つの教材となっているような状態もありますんで。そのへんもね十分考えて、教育の一

環であれば、やはり何らかの処置を考えるべきじゃないかと私は思いますんで、教育長の方もそのへんを 十分考えながら、優先順位は低かろうが高かろうが、子どもということを考えてですね、十分そのへんを 検討していただきたいと。

町長の方は、2分の1とはいわず、いろんな段階的なことも考慮してやっていただけるというご答弁でしたので、今後の課題としてこの学校給食無償化についてはぜひ執行部もご検討していただきたいと思います。何とかしてもらえたら一番いいかなということで、また今後のまた私のあれと、できるんであれば質問したいと思いますんでよろしくお願いします。

では、2問目に入ります。

佐賀支所の移転問題についてと、計画についていうことです。

今年度6月議会で、なかなか移転は厳しい、土地がないから佐賀には。佐賀支所の移転いうのはなかなか具体的にやるのは難しいから、代用拠点の方の充実ということで質問させてもらいましたが、今現在、公園の見直しをされていると。地元関係者とかその県と町とで、その地元関係者とか区長さんをはじめそういう人と今後、黒潮町の東公園においてそこらの検討を今されているという話を聞きました。

佐賀支所は将来的には必ず高台移転をしなくてはならないというように考えています。それを今のタイミングでぜひその公園区域の中に支所を上げるという計画。それで支所においては総合的な建物として考えて、例えば備蓄品も要るろうし、資器材も町として構えないかん。そういうもんを保管できる。そしてまた、万一の災害時にはそこで何日かは被災者が生活できると。そういうくらいの複合的に考えた建物を一緒に支所として公園に上げることげできんやろうかという話です。

今ある現佐賀支所の規模には及ばんと思うんです。、もう職員数もかなり少ないですから。3 階建てですが今は。そんなに規模が大きいもんじゃなくてもいいと思うんですが。今やったら公園区域の中に何とかできる。

例えば、多目的広場のグラウンドを一部かさ上げして。あこは浸水しますんで、一部かさ上げした所へ 一緒に建てるというような計画を、今回の公園の見直しの中に検討できないか。

町長のちょっと考えをお聞きしたいと思います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは山本議員の、佐賀支所の移転についてのご質問にお答えしていきたいと思います。

質問の詳細は、佐賀地区の公園の利用について協議中と思うが、東公園の移転について計画も必要ではないかということでございます。

まず、佐賀支所の移転につきましては、大きく申しますと、佐賀地域の将来のあるべき姿の全体像を描く中で検討していくことがまず大切だと考えております。では、その将来あるべき姿をどのように描くのかということでございますが、私は事前復興まちづくり計画を地域住民とともに検討する中で描いていくのが良いのではないかと考えております。

現在、高知県が事前復興まちづくり計画の策定指針をまとめており、今年度中に完成する予定です。その指針を参考にしながら佐賀地域の事前復興まちづくり計画を策定し、その中で、佐賀支所の位置や施設、あるいは、機能を構想して計画に持っていくのが良いのではないかと考えております。南海トラフ地震のような大きな大規模災害は、もちろんいつ発生するか分からないわけでございますけれど、事前復興まちづくり計画というのは、必ずしも被災してから実行するだけではなく、可能な事業は優先順位を定めて最

終シミュレーションを見定め調整しながら事前に実行する計画だと、私は考えております。

それから、山本議員のご質問にあります佐賀支所移転候補地としての東公園につきましては、土佐西南 大規模公園区域でございますので、当然、県や国との慎重な協議が必要でございます。そのためにも、佐 賀地域の将来のあるべき姿を大きく描いておかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山本君。

6番(山本久夫君)

町長の答弁のね、事前復興の計画いうのはまちづくりとは分からんではないですよ。ただ、それではなかなか時間を要するいう話で、そのへんを検討をするんだったらいいんですが、今言ってるのはもうすぐ目の前の話であってね、私が言ってるのは。

事前復興もいいんです。事前復興するっていうのは南三陸町のようにね、5、6メーターのかさ上げをして7メートルぐらいをかさ上げしてというような話で計画するのと、黒潮町の佐賀地区みたいに20メーターを超えるような津波が来たら、そこを埋め立てて20メーターというような話にならんわけです。その事前復興いうのはなかなか分からんではないですけど、それは場所によってはなかなか厳しいもんがあるいうことで。今回、補正でも出ているね、住宅とか工業都市にできるかいう計画を作ろうとしてます。山の上へ、多分なってしまうと思うんです。そういう話だったらまだしも、その事前復興いうのはけっこう難しい問題じゃないかなと思うんです。

町長の気持ちは十分分かります。それよりかは私が言うのは、東日本震災のときに役場機能が残っている所と残ってない所というのは、その被災後の被災者の手当いうのがどんだけ違うかいうことは、もう立証されてるんです。必ず残ってないといかんがです、役場機能が。それが代替え地である、今対応拠点の拳ノ川の総合センターでやるというんですけど、それはそれで良しとしても、できるならば一番近い黒潮町の佐賀地域3,500、600人が住んでる中で2,000人を超える方があの地域におるわけです。役場もあの位置から公園であれば、場所的には町民の理解を得れる場所や。これを勝手に拳ノ川にするじゃ伊与喜にするいうてもなかなかね、町民はそうはいかん簡単に。今の場所からなるだけ近い、この庁舎も一緒です。あの下にあってここに上がって距離的にはあんまり問題がないから、問題はわあわあわあわあ言う人はおらんわけで。これが馬荷に建ついうたら絶対何か反対があったはずや。そういう部分があるから町民には。いまのうちに支所機能が必ず残るという手だてをすることを優先しなくてはならない、そんなに思うわけです。事前復興もいいです。計画も。それは役場もそのときには必ずここにしましょうという話は出てくると思う。公共の建物はどこにするかいうのは出てくると思うんやけど。今はそれを語るよりか、やはり現実的に支所を残すことをどうするかいうことをまず考えるべきやないかと、私は思うんです。

そうしたことで、たまたま今公園の見直し、区域の変更をしようとしているわけです。公園区域の。その所へ、支所はここにするから、県に対して協議をしたらいかがですかという話をしようんです。

町長、役場がなくなる、支所機能がなくなるということは、町民にとっては相当な不利益を被る。そういうところを考えて、まず支所を建てる。そういうことを考えて、町長、前向きにできんもんでしょうかね。県との協議をお願いしますが。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、現在県がやっている大規模公園の見直しというのは、現在指定されている四万十市から佐賀までの区域の一部を公園区域から除外するという計画でございます。どうしてかというと、まず県の方の公園契約だけでも半世紀以上たつわけですけれど、その間事業ができてない、あるいは買収できてない。そして、これからも県としての具体的な施設整備の計画がない。そういう所を順次除外する。協議を県の方でやっていって、そしてもうパブリックコメントまでして、そして近々、県都市計画委員会にかけるような準備にしております。東公園の場合は、その除外区域からは入ってません。それは既に公園施設として整備されておりますので、除外区域には入ってないです。今回の計画の見直しというのは、建てる施設をいるんな見直しの中で除外する範囲の見直しでございます。

従いまして、東公園はそのまま土佐西南大規模公園の施設としてこれからも残るわけですから、そこの場所に町の支所を建てるということは、これは現実に不可能です。まずは、もし建てるのであれば除外して、そして、それが除外するというのは県の都市計画審議会に諮ってですね、そうした後に町の事業に下りていくいう段取りになりますので、そう簡単にすぐできるような話ではございません。

そういう中で、やはり今私が考えているのは先ほどから申しましたように、大きな総合的なまちづくりの絵を描いて、そしてこれから将来除外するにしても、あるいは除外を県に申請するにしても、何のために、どういうふうな理由で、どういうまちづくりをするから除外するという、確固たるきちっとした国、県に説得する作業が必要でございます。

そういうことでありますので、やはりそれで一番早い道がですね、やはり先ほど答弁の最中に申し上げた手法ではないかと、私は考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山本君。

6番(山本久夫君)

町長、ほんならその事前復興計画のまちづくりいうのはいつできます。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

先ほど申しましたように、今、県の策定指針になるものを作っておりますので、それを参考にしながらということですので、まず、地域の方と膝を詰めた話をしていく必要があると思います。従いまして、そういうワークショップ的なことから始めて、来年から始めたとしてもですね、2年、3年ぐらいかかるんじゃないかと思っております。そういう中で検討しながら、例えば、まず支所なんかは最優先の施設になると思うんですけど、そういう機能がですね、あるいは診療所と一緒に併設したものがいい場合もあるかもしれないし。もう一つ、総合センターの機能とどう分けるとかそういうことも、さまざま発生すると思います。

そういうふうな全体的なまちづくりの絵を事前復興の絵として仕上げていって、そしてそれを一定住民の合意を得て、そして優先順位の高い事業からですね、財政シュミレーションを見極めて進めていく。これが、今現在これまで支所の移転についてあまりにも検討ができてませんので、今の段階で進める方法としてはその方法が一番いいのではないかと、私は考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山本君。

6番(山本久夫君)

町長、分かりました。2、3年かけて計画を作って、それから具体的に事業化ができるもんから始めると。 町長も防災課長もやられて、東北の方へも何回か視察へ行って十分知ってると思うんですが、くどいよ うですけど、とにかく支所機能が残っている、役場機能が残ってるいうことは、もう災害が発生した後は 重要なことなんで、やはりそういう観点を入れてですね、ぜひその計画をしてほしいと。

公園区域に今すぐ行けんいうがやったら、それはそれでもう仕方がないこと。しかし、もう場所的には 町民から一番理解を得やすい場所であるのは間違いないと思うんで、そのへんを頭に置いてですね、ぜひ 計画の中に支所を移転すると。高台へ。そういう考えの下で進めていただきたいと思います、今後とも。 そういうことで、私の質問は終わります。

議長(小松孝年君)

これで、山本久男君の一般質問を終わります。

この際、9時55分まで休憩します。

休 憩 9時 41分

再 開 9時 55分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、澳本哲也君。

13番(澳本哲也君)

それでは、一般質問を始めたいと思います。

僕の質問はですね、子育て支援ということで、先ほどの山本議員の続きをやるような感じになっております。どうか、お手柔らかによろしくお願いします。

それではいきます。当町の子どもの支援、対策は今のままでいいのか。新しい取り組みなんかも、やっぱりこれからも検討してまいらなければいけないと思うんですけども、国としては、12月までに5万円の支給。そして県としては、教育委員会の方になりますけれども、県独自の学力検査などをやっていると。なかなか子どもについて本当に真剣に考えてくれているなあと思います。

そして、1 問目です。新型コロナウイルスのワクチンも 3 回目の接種ということで進めていると思います。デルタ株からオミクロン株へとまた新しい変異ができて、また国民、そして町民の皆さんも不安なところがいっぱいあると思います。

しかし、インフルエンザの流行も危惧(きぐ)されているところであります。もちろんインフルエンザの ワクチンも打っている人もたくさんいると思います。子どもにも、やっぱり自分の子どももなってほしく ないという気持ちで積極的にワクチンを打っているというお子さんの方なんかもいます。

その中で、子どものインフルエンザのワクチン、12歳以下は特に積極的に接種してくれという報道もありました。そこで、12歳以下の子どものワクチンの接種費用、これがなかなか保護者の人たちにも負担が大きい。1回当たり、大体3,000円ぐらい要るそうです。そこをどうにか町に負担してもらえんかなということですが。

よろしくお願いします。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは澳本議員の、子どものインフルエンザ予防接種の費用負担はできないかのご質問にお答え致します。

子どものインフルエンザワクチン接種費用を負担はできないかとのご質問につきまして、高知県内の状況を確認してみましたところ、複数の市町村が実施をしておりました。しかし、多くの市町村では実施をしておりません。

その理由としましては、これまでのインフルエンザの世界的な大流行を繰り返した。また、それにより 予防接種法ができ、初めは集団接種で始まった予防接種が個別接種へと変わっていった歴史があるからで はないかと思われます。

インフルエンザワクチン接種は任意接種ですが、対象は生後 6 カ月からとなっております。また、6 カ月から 13 歳未満は年間 2 回の接種となっておりますので、保護者の費用負担は大きいことも承知をしております。

子どものインフルエンザワクチン接種費用負担につきましては、もう少し時間をかけ、近隣の市町村の 状況の確認や、ワクチン接種に対し町が費用負担または費用の一部を補助するようにした場合の責任の度 合いがどこにあるか等々、もう少し時間をかけて検討する必要があると考えます。

また、子育て支援施策を全体で考える必要もございますので、この件は子育て支援施策の中で協議事項の一つとして、実施の有無も含め検討してまいります。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

検討するということですけども、高知市内でも複数の市町村が実施している、していないという、まあ 半々ぐらいですかね。どうでしょうか。僕もそこまでは調べてないんですけども。

まあ、高知市なんかでもですね、1回につき1,000円ぐらいというような補助もあります。

検討もするというんですけれども、とにかく早急に、この1回当たり1,000円ぐらいの補助はできんもんでしょうか。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは再質問にお答え致します。

仮に、1,000 円を助成した場合の費用について少し確認をしてみます。インフルエンザのワクチン接種 費用につきましては、医療機関によって金額が違っておりまして、また年齢によっても接種回数が違って おります。そのため、先ほど申しましたとおり、生後6か月から13歳未満の場合には年間2回、13歳以 上は年間1回というふうになっております。

そして、令和 3 年 11 月末日現在で 0 歳から 18 歳までの子どもの人数は 1,202 人となっております。そのうち 1 歳から 12 歳までが 768 人、13 歳から 18 歳までは 434 人となっておりまして、1,000 円を助成した場合には、全員が接種をしたとして 197 万円の費用負担となります。

しかし、やるに越したことはないと思われますけれどもやはり優先的な課題もございますので、全体を 捉え、今どこの支援に子育てに対することをどこの支援に力を入れるべきなのかというところを考える必 要があると思われます。

従いまして、今後の子育て支援施策協議の全体の中で検討をしていきたいと考えております。 以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

1,000円の負担で、とにかく197万円。僕、そんなにあれじゃないかなと思うんですけども。

それとですね、僕一番危惧(きぐ)しているのが、受験生なんですよね。受験生はどうしてもですね、接種をしているという現実があると思うんです。特に2月、3月に、もしインフルエンザになったら一生が決まるようなことですので。できたらですね、特にこの受験生を対象に取り組みはできんもんでしょうか。特にですね、この受験生に対しては保護者の要望なんかも多いんです、実際のところ。

これをどうにかまずやってくれないかということですが、どうでしょうか。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは再質問にお答えします。

先ほどの答弁の中で申しましたけれども、インフルエンザにつきましては、これまで世界的な大流行を繰り返してきております。そして、初めは集団接種で始まった予防接種が個別接種へと変わっていったという歴史があるがですけれども、その中で、やはり副反応というのは起きておりまして。副反応に対して保護者またはご本人の方も、しっかりとそこを把握した上での接種が必要だというふうに思われます。

そのため、やはり実施をするとした場合には、今後の子育て支援施策協議、その全体の中で協議をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番(澳本哲也君)

実際のところ、コロナウイルスの予防接種も副反応で結構、報道なんかもでも出されたんですけども、 実際、そこ心配せないかんでしょうか。保護者の責任で打つんですよね、もちろん。そこらへんをもうちょっと柔軟に、町としては考えてみたらどうでしょうか。

お願いします。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは再質問にお答えします。

今、澳本議員言われましたコロナのワクチン接種、これにつきましてはインフルエンザのワクチンとは 性質が違っております。そのため、新型コロナワクチンにつきましては、接種が可能な方には引き続き推 奨していきたいというふうに考えておりますけれども、インフルエンザにつきましては、今のところリス ク等も含めてですね、同じことを繰り返すことになりますけれども、今後の子育て支援施策協議、その全体の中で検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

結構その報道なんかでも、さっきも言うたようにインフルエンザ、今年は本当に流行するんじゃないか というふうにいわれております。

実際のところ、健康福祉課にもそういった情報は入ってきてると思うんですが、どうでしょう。はっきり言って。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは再質問にお答えします。

インフルエンザにつきましては、今現在、これまでにどれだけの人数が確認をされているかというような報告は、厚生労働省のホームページを確認したところ出ておりません。

保健所の方にも確認をしたんですけれども、インフルエンザにつきましては定点当たりというような調査になっております。そこでですね、今年、それから昨年、一昨年、3年間をちょっと見てみたんですけども。

今年の 11 月 22 日から 11 月の 28、これが今、厚労省のホームページの方で直近で出ている数字です。 インフルエンザの報告数が、全国で 27 名となっております。

昨年ですけれども、同じ時期で確認をしましたところ46名。

その前の年、2019年ですけれども、ここが 2万7,393人。1週間でこれだけの人数が出ております。

で、昨年以降つきましてはコロナの感染が拡大をしていた時期ですので、住民の皆さん、国民の皆さんの感染対策が徹底されていた結果だというふうに思っております。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

はい、分かりました。

とにかくですね、優先順位、総合的にこれから検討していくということで、よろしくお願いしたいと思います。

次、2番目いきます。

現在、15歳まで医療費は免除ということで、黒潮町は取り組んでおります。

これをですね、18歳まで引き上げることはできないかということながですが、どうでしょうか。 よろしくお願いします。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは澳本議員の、医療費無料化の年齢を18歳までに引き上げられないかのご質問にお答え致します。 町としましては、医療費の無料化につきましては重要な子育て支援策であると考えております。しかし、 現在町で進めております取り組みは、予防に関する支援策が中心となっております。異常を早期に発見し、 早期の治療につなげ、これから健やかに成長してもらうことに力を入れていきたいと考えております。

町が進めております予防の事業としましては、視覚異常の早期発見、歯の健康、言葉の相談について早期の相談、産婦検査審査事業、産後ケア事業がございます。これらの事業に力を入れ予防を強化することで、住民の皆さんに健康にお過ごしいただくことができると考えております。

また、医療費につきましては、無料化をしますとほかの交付金への影響等が出てまいりますので、慎重 に検討する必要もございます。

従いまして、先ほどの答弁とも重複致しますが、子育て支援施策を全体で考える必要がございますので、 この件につきましても子育て支援施策の中の協議事項の一つとして検討をしてまいります。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

以上でございます。

13番 (澳本哲也君)

ちなみにですね、今現在、1年間でどれだけの人数が受診をして、15歳までですよ。実際どれぐらいの 医療費が掛かっているのか。

分かっていたら教えてください。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは再質問にお答えします。

医療費の個人負担分として町が支払った金額につきましては、令和2年度については1,312万1,048円となっております。人数につきましては、申し訳ありません。少し確認ができておりません。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

1,300万円ぐらいですね。

課長、すみません。高校生までシミュレーションはしてるかなと思がですけど、もしも 18 歳まで医療費が免除で引き上げられた場合、どれぐらいのこの負担が要るか、シミュレーションはしてないですか。

議長(小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは再質問にお答えします。

先ほど申しましたとおり、令和2年度に小中学生に対して支払った金額が1,312万1,048円というふうに申しましたけれども、これをですね令和3年3月31日現在の小中学生の医療対象者数、この583人で割った場合、1人当たりの町が負担する医療費は2万2,506円となります。これを18歳まで拡充をした場合は、同じく3月31日現在の16から18歳の対象者224人ですので、それで計算をした場合、505万円程度

となります。

この数字はあくまでも令和2年度の小中学生の平均値で算出をしておりますので、参考と考えていただければと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番(澳本哲也君)

ありがとうございます。

そこでですね、先ほどの山本議員が言っていたとおりですね、このふるさと納税こそ子ども支援、子育て支援に使うべきではないかと思います。人口減少、少子化を考えるとですね、未来への投資ということで、このふるさと納税をどうにか活用できないかというのが僕の考えですが。

町長、どうでしょう。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、澳本議員の再質問の方に、私の方からお答えしたいと思います。

ふるさと納税を子育て支援事業に使ったらどうかというご意見でございますけど、それは非常にいいご 意見だと思います。ただ、こういう子育て支援施策、いったんこう始めるとこれを途中で、ふるさと納税 が少なったというときでもやめるわけにはいかないと思います。

今のところは、ふるさと納税、確かに順調に伸びてますけれど、これがまだまだ将来 10 年先までずっと継続的にこのままいけるのか、精度がこのまま保つのか、そこはまだ少し不安な状況がございまして。

従いまして、子育て支援全体の中でどれが最も必要な事業であるか、それを全体の中で調整しながら、 もちろんふるさと納税の資金もつぎ込むことになろうかと思いますけど、そういう全体の中で検討させて いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

全体的にということですが。

僕自体の考えは、本来であれば、20歳まではきっちりと保証してやる。子育てをしっかりとサポートしてあげる。そういうのが本当だと思います。

実際ですね、僕は聞いたことがあるんです、ある保護者に。黒潮町は子育てしやすい町ですか。聞いたことあります。返事は、確かに子育てはしやすいと思います。環境も最高です。そういった答えが返ってきました。

町としてはどうでしょう。黒潮町は本当に子育てしやすい町と思いますか。町長、どうですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

澳本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

私自身が感覚的にしやすいとか、しにくいとかいうのでは、少し不十分ではないかと思います。もっと 客観的に調査をして、データを集めて、それを判断するべきではないかと思っておりまして、それがまさ しく黒潮町子ども・子育て支援事業計画に結びつくものでございます。

当然、現在第2期の計画が、令和2年から令和6年というのがあるわけですけど、これを作るに当たっては、アンケート調査とかさまざまなリサーチをして、そして町長の方から委員の方に諮問して、そして答申をいただきながら作っていきます。

そういう中で、この町の子育ての状況をしっかり把握して、そしてしっかり判断していくべきだと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

20歳までですね、きっちりとほんまに支援してやれば、21歳からは、この子たちは納税者になるんです。 40年、50年納税してくれるんです。本当に20歳までが、自分たちにできることは本当にしっかりとやっていかなければならないと思います。本当に全体的にですね、このふるさと納税、僕は使うべきだと思っておりますので、どうかそれを全体的な、前を向いた利用をよろしくお願いしたいと思います。

3問目いきます。安心、安全の関係です。

保育園や学校の通園、通学路の安全は本当に大丈夫でしょうか。防犯カメラも順調にいうか、2、3カ所ですかね今。4 カ所ですかね、付いておるんですけども。各地区の主要な場所、通学路を含むそういう主要な場所に防犯カメラ等を付てですね、保護者の安心、そして子どもたちの命の安全を守っていかなければならない、そう思っております。

最近では、通学している所に車が突っ込んだり、本当に子どもの命が絶たれている。そういう現実もあります。そういった安全な観点からですね、どうにかこの防犯カメラ。そして通学路の安心、安全を保障できるような取り組みはないか。

よろしくお願いします。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは通告書に基づきまして、通学路の安全対策と防犯カメラの設置についてお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、今年6月には千葉県八街市において、下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。また、一昨年5月には川崎市におきまして、スクールバスを待っていました児童と保護者を殺傷する事件が発生しました。

このように、子どもたちを取り巻く近年の交通事故と犯罪情勢は主に登下校時に集中をしていますので、 事件、事故に対する子どもの被害を未然に防ぐ観点から、関係機関および地域との、より的確で充実した 連携を図る必要があると考えます。

そのため、子どもたちが安全に登下校できるように通学路安全対策連絡協議会を毎年開催しておりますので、その内容について少し申し上げさせていただきますが。交通安全だけではなく防犯の要素も加え、毎年度、黒潮町通学路交通安全登下校防犯プログラムを策定致しまして、それに基づき、学校、保護者、

地域による通学路の合同点検を行いまして、その報告書を基に、各道路管理者と警察署、そして町の防犯 担当課および学校長が出席して、先ほど申しました通学路安全対策連絡協議会を開催しております。

それぞれの道路管理者と警察署および町の防犯担当課では、各機関に報告書を持ち帰りまして、すぐに 対応できるものと次年度に予算確保が必要なもの、または対応が困難なものなど、対策を協議を致します。 その協議の結果を、翌年の1月末までに教育委員会へご回答をお願いしております。教育委員会はその回 答結果を編集致しまして、各学校ごとに点検結果と対策内容を2月または3月の定例校長会に提出致しま して、関係者の皆さんに認識を共有できるように、各学校の運営協議会などで報告し公表するよう指示を しております。

対応の具体例と致しましては、町道におきましては、道路改良や落石防護柵の設置など。また、県道、 国道におきましては、横断歩道の明確化や予告表示の設置、信号機の位置変更など。そして防犯に関しま しては、子ども見守りカメラの設置や見守りパトロールの強化などがございます。

現時点で、子どもたちの安全が完全に担保されているかと問われますと、そういう状態ではありませんので、今後も地域と連携して各道路管理者への整備要望を継続していくとともに、子どもたちへの安全教育と地域の見守り体制の強化に努めてまいります。

また、主要な場所への防犯カメラの設置について、高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金を活用して、子ども見守りカメラを毎年2カ所ずつ設置しておりまして、現時点で町内8カ所に設置をしております。

引き続き、令和4年度も町内2カ所の設置に向け予算確保に努めてまいります。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

今現在8カ所ですかね、防犯カメラも設置をしょうということですが、4年度も実施するということですよね、もちろん。要望はしていくということですよね。

結構、これ費用も掛かるんです。絶対。僕、調べたところ、案外これが安いいうか安価な、太陽光発電を利用した防犯カメラもあります。そういう所らも各部落、町道の主要な所にも何カ所か本当に付けることもできると思うんです。住民の方らにも、こういうことで付けらせてくれませんかということになったら協力はしてくれると思うんですが。

しゃってこの8カ所のような立派ないうか、要るんでしょうかね。もっとこう安価な防犯カメラで何カ 所も付けた方が、僕はいいと思うんですが。

どうでしょうか。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

もう少し安価な防犯カメラで、そして数多くということでございますが、私たちが取り組んでおります、 子ども見守りカメラにつきましては、この高知県の補助金を活用致しまして子ども見守りカメラを設置を しております。

もう一つ、この補助金の中には街頭防犯カメラというのもございます。しかしながら、街頭防犯カメラ というのは公共団体、市町村が付けるのではなくて、防犯をやろうとするそういう組織に対しての補助金 ですので、直接市町村が行うとするとしたならば、子ども見守りカメラということになります。

この子ども見守りカメラを実施するに当たりましては、一番条件となるのは個人のプライバシーがしっかり守れるかということでございますので、個人の家とか、それから商店とか、そういうものが映り込まない公共空間ということが原則となってます。従いまして、それを付ける場所が非常に限られてきます。

それと、補助金を利用しますとどうしても2カ所という形の部分で、各市町村単位で2カ所という形で限定が入りますので、その2カ所以上は補助対応にならないということになります。従いまして、実施するとしたならば全て一般財源を使用していかなければならないということになります。

あと、一番大事なのはやはりセキュリティーの問題がございますので、そういう画像とか個人のプライバシーに当るものにつきましては厳重な保管が必要ということになりますので、あまり安価なものを使用することによって情報の漏えいとかいうことに結び付かないような注意が必要であると思いますので、県の補助金を活用したこの子ども見守りカメラを2台ずつ、2カ所ずつ設置していくつもりでございます。以上です。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

とにかくですね、子どもの命の安全、そして保護者のほんまに安心を、しっかりと守っていってくれた らと思います。

それとですね、通学路、通園ですが、前回の一般質問でもあった9月議会の、伊与喜小学校前の通学路 か通園路ですか。あそこはどうしても浸かると。

今年の9月の集中豪雨でも浸かったということですが、なかなかあそこを改善するとなると相当な費用も掛かると思います。そうなるとどうすりゃいいのかなと、いろいろ考えました。あそこにやっぱり1カ 所防犯カメラなりを付けてですね、いかに早く保護者に情報を伝えて、対応していった方が僕はいいと思うんです。で、早く情報を伝えて、通学、通園の状況をしっかりと保護者に伝えていく。そういうような 取り組みが必要と思うんですが。

そこらへんどうでしょう。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

伊与喜小学校、そして佐賀保育所前の町道の冠水状況を見守りカメラで保護者にお知らせできないかということだと思いますが、見守りカメラは監視カメラではなくて記録を保存して、事故、事件が終わった後にそれを検証するカメラでございますので、随時その状況をインターネットとかそういう ICT を活用したもので情報提供ができるというものではございません。

そういうことをするとしたならばですね、町のホームページなんかでございますカメラがありますが、 そういうものでしか活用ができないのかなと思ってますが、教育委員会としてはそういう、そのホームページにあるようなカメラの設置は考えておりません。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

どうしてもその佐賀保育所の保護者の方たちが、やはりあこは心配で、実際のところ、この9月やったかな、腰まで浸かって子どもを迎えに行ったという方がおります。実際のところ。そういうがで本当にいいのかなと思ったんですが。

その子ども見守りカメラじゃなしに監視カメラ。自然災害ですのでそういうがの、あこは必ず必要じゃないかと。あそこを対策をするとなると、国道をかさ上げしなきゃならない。そんな感じがしますが。やっぱりカメラ1台で設置することで、保護者の安心がきちっと変えると思うんですよね。

そこらへんどうでしょう。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

前回の議会でのご質問と重複するとは思いますが、教育委員会と致しましては、道路の安全をやはり最終的に確認できた時点でですね、子どもさんの受け渡し、それをしたいというふうに考えておりますので、 危ない状況で保育所に迎えに来ないように。腰まで浸かって渡って来るようなことはしないようにという ことで、保護者の方に呼び掛けをさせていただいております。

それと、そうなる前にお迎えに来たいという場合がございますので、そういう場合につきましてはですね、県の防災アプリに河川の水位がずっと、変動が載っております。それに基づきまして、保護者に一斉に情報を提供するという方法を採っておりますので、そのことによりましてそれぞれの保護者の方に判断をしていただきたいというふうに思っております。

一番は、やはり道路の安全が確保されてから迎えに来るという基本姿勢でございますので、ご理解をお 願致します。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番(澳本哲也君)

じゃあ次長、今のことを町内の全部の保護者には、一応周知はしているんですかね。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

とりわけ周知をしておる所はですね、佐賀保育所の保護者の皆さんに情報提供をしまして共通認識を得ております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

はい、分かりました。

それとですね、もちろん通学路ですが、道路の落石や横断歩道なんぞもやっておるということですが、 暗い場所の対応。これが結構な問題になっているんです。本当に防犯関係でいきますと、はっきり言って 怖い。どうしても保護者は、もうそんながやったら迎えに行った方がいいというような感じもあります。 暗い場所の対応というのはどうでしょう。特にですね田の口から田野浦、出口を回るような道。本当に 暗いんです。そこの対応はどうでしょうか、今。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

先ほど申しました通学路安全対策連絡協議会におきまして、各学校の方が合同点検をした中に、防犯灯の要望というのが9カ所ございました。そのことにつきましてですね、連絡協議会の方でも協議いたしまして、教育委員会と致しましては道路施設の管理をする、実行する組織ではございません。あくまでもこのような要望が出ておりますということで要望をしていく組織でございますので、今後とも、その道路管理者の方に要望を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

それで、その管理者、町道の場合はもう町ですよね、もちろん。そこらへんがですね実際、昨年度もあったがですが、やっぱ部落要望との関係もありますので、そこらへんはきっちりと町でできることですので、しっかりとやってもらいたいとと思います。

そして、もちろん通学路もですけども、各学校、各保育所の避難道はどんなになっているかな、ということもあります。避難道もきっちりと管理をされ、いつ震災が来てもすっと対応できるような、そういうような、点検じゃないですけれどもそういうことは実施していますか。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

避難道の点検ということでございますが、保育所の方は毎月1回必ず、津波避難訓練もしくは地震の訓練、または不審者の対応訓練、火災訓練ということで行っております。

その際に、避難道を活用した訓練も実施しておりまして、その避難道の安全性につきましては、保育所の方で随時点検をしております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

そこでですね、中央保育園の西側の避難路ながですけども、どうしても保育園となると居残り。5時半、6時になったら今、真っ暗です。そこで、どうしても暗いというような意見がありました。

そこらの対応はどうしているでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德慶誠司君)

それでは澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

大方中央保育所の避難路ですけども、地震の際の津波から避難のために設置しているものです。ただ、より安全な、多重な避難としての位置付けというふうになっています。町道への避難が困難な場合の避難 経路ということで、現在のところ、現状のフットライト、照明灯、また避難誘導灯により避難できるというふうに考えておりますので、追加した照明設置等は考えておりません。

ただ、夜間の避難の場合であっても時間的に余裕のある避難ということになりますので、そうすると懐中電灯等により安全な避難が可能であるというふうには考えております。

しかしながら、夜間を想定した移動については、検証を行いながら現在の設備の移灯も含め危険性が確認されれば、その対応方法を検討の上、対応していきたいと考えております。

以上です。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番 (澳本哲也君)

ぜひともですね、その検証をよろしくお願いします。

とにかくですね、この子ども支援、本当に黒潮町は十分かと言われますと、自分でもさあ、どうかなと 思います。ここ5年後、10年後、この子ども支援対策、支援はですね、計画はきっちりと行ってくれると 思うんですけども。

町長、最後に、このふるさと納税を含め本当に、先ほども山本議員の給食費の無料。こういうことをしっかりとふるさと納税を活用できるように、総合的に前向きな取り組みはできるかできないか。

まず、そこをちょと最後に、よろしくお願いします。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、澳本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

子どもは町の宝でございますし、町の将来は子どもの健全育成なくしてはありませんので、当然、黒潮町全体の子ども・子育て支援事業。これは計画項をしっかり作って、しっかりリサーチして、しっかりした計画を作って、そしてふるさと納税も含めて財政投資もしながら、しっかりとやっていきたいと思ってます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

澳本君。

13番(澳本哲也君)

以上で終わります。

ありがとうございます。

議長 (小松孝年君)

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10時50分まで休憩します。

休 憩 10時 37分

再 開 10 時 50 分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず1番目の、町長の姿勢について問います。

カッコ1番で、住民の夢、希望、願いなどをどのようにしてお聞きし、実行しているか問います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは矢野議員の1番目のご質問、町長の姿勢について、住民の夢、希望、願いをどのようにして聞いて実行するかというご質問でございますけれど。

私としては、日々の職務を遂行する中で地域住民の方々に触れ合い、また、地域住民の声を代弁される 方々の声をお聞かせいただく中で、私の公約および施政方針を大きな基準として実行しております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは、1万人住民がおるわけでございまして、日々その声を聞かせてもらいゆうというのは、具体的にはどのような方法でやられておりますか。

私は、議会で住民のこの代弁者の声を聞くのも一つの方法であるが、それぞれの地域、地域というか地 区というか部落というか、あるいは各種団体というか、そういう所へどの程度お出掛けになりゆうのか。

まあコロナの問題もあって大変難しい時期ではございますが、そのへんをどのようにしてお聞きしておるのか。どうしても町長に対しては、住民は1票を投じております。期待を込めて。だから、住民はできるだけ町長の顔を拝顔したいし声を直接聞かせていただきたいと、多くの住民が考えているように思います。それは私の日々の議員活動の中でもそういうお話を聞くし、また感じておりますが。

もう一度、町長、その日々住民の声を聞くという部分についてお聞きします。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

具体的にどういうふうに住民と触れ合っておるかというご質問であろうかと思います。

直近の私の行動から拾いますと、ここ2カ月ぐらいの間でございますが、特に佐賀インターチェンジの 完成後、そして南海トラフ地震対策をテーマとした佐賀地域のこれからのまちづくりのこと、今までもご 質問でいただきましたけど大きな課題と考えておりますので。

この2カ月のところで直接私が参加してやったヒアリングでございますけれど、まずは、佐賀地域の事業者の方の事業所を担当者と一緒に訪ねていって、ヒアリングを14事業所で約2カ月の間にやっております。大体、1事業所にかけて1時間ぐらいが平均だと思うんですけれど、トータルで言うと14時間ぐらい

かけたヒアリングをここ2カ月やったのが大きな特徴でございます。

そのほか、町長自ら全て行くわけではございませんけれど、課長とかそれから担当者含めて、今年度に やっている住民との直接のワークショップなりヒアリング、調査というのは幾つかありまして、その一つ が、これは高知県がやっている集落調査でございます。50世帯以下の中山間とかの地区が対象でございま すけれど、町内では26の地区でこれを行っておりまして、そちらの方にも担当課長、担当者、あるいはで きるなら私が参加して実施をしております。

また、そのほかに町内の公共交通の契約見直しをしておりまして、これもたびたび関係機関とか団体の ヒアリングを実施してるところでございいます。

そして、防災の関係でございますけれど、洪水、土砂災害防災を考えるワークショップ、これについても令和3年度は熊野浦、白浜、蜷川、旧白田川。旧白田川地区というのは、灘、伊田浦、伊田郷、有井川、上川口浦、郷でございますけれど、これらの地域で今年度で11回実施しております。

このように、課題別ではございますけれどこういう機会に地域へ直接出向いていって、住民の声を聞いてるところでございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

これ、新町黒潮町ができるまでの間については、平成 16 年の 12 月議会でも、あまり急がんというような、合併を。資料作りのために合併協を設置するというような話で、16 年 12 月議会で両町において合併協をつくった。

で、16年12月17日には、両町首長は3月申請にこだわらずと、こういうようなことを新聞の記事にも、今も私の手元には残ってございますが。

で、さりとは言いながら、年が明けてすぐその合併へということで方向が固まりましたので、以後、合併協を10回ぐらいやったかな。はっきり覚えてないですけど、その程度あったかなと思ってるんですが。まあ合併になったもんで、お互いが相手のことを十分知る時間的な余裕がないまま合併に至っておりますので、ぜひですね、町長におかれては何かとご多忙とは思いますが、今話されたような、答弁されたようにより以上地域へ出向いて、地域の人々の声を聞き、顔を拝見し、地域の空気をよく飲み込んで一層取り組んでいただきたいと、このように私は考えておりますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

それからですね、カッコ2番へいきまして、11月5日に知事がお見えになりましたが、何を説明し、要望されたか問います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは矢野議員の2番目のご質問、11月5日に知事が来たときの状況についてお答えしていきたいと 思います。

今年度の濱田知事の行脚につきましては、再び濱田がまいりましたと銘打って、黒潮町には11月5日に 訪問していただきました。

午前中は、高知県が実施しています集落調査の一環として、市野々川集会所で各地区役員の方々と意見

交換をしていただきました。

そして、一番館で食事をした後、午後から知事に見ていただいたものとしては、佐賀地域における水産業の現状として、カツオ活餌のいけす高知県漁協佐賀統括支所、土佐佐賀産直出荷組合、そして大方高校の魅力化の取り組みとして同校の女子サッカ一部の4カ所でした。

水産業の視察の後には座談会も実施し、知事が視察した先からもご出席をいただき、水産業の現状と課題や振興策等について、知事との意見交換が行われました。

座談会での活餌関係では、水産業の抱える高齢化、後継者不足の問題に加え、カツオー本釣り漁として 不可欠な生餌が全国的に不足している問題、漁協としては水揚げ量が近年にない豊漁でも、コロナ禍による魚価低迷の問題等が説明されました。

また、製造分野では、慢性的な人手不足により外国人労働に依存している実態や、コロナ禍における入 国制限などが大きく影響している実態や、輸送コストが高くなる状況なども説明されたものです。

このような状況を濱田知事も理解され、これら水産業に伴う課題が共有される中で、県への支援等を要望致しました。

その要望の主なものとしては、カツオ産業における一本釣り生餌、カタクチイワシでございますけれど。 その確保について、県内宿毛港での確保試験再開について、また、外国人実習生のサポートをはじめ、受け入れ事業者向けの相談窓口の設置などが挙げられます。

次に、大方高校の魅力化の一環として女子サッカー部の練習風景を見学していただくなど、大方高校の目指す姿、女子サッカー部を起爆剤に部活動の活性化を目指す取り組みをはじめ当校の具体的取り組みについて説明し、状況を知事に理解していただいたものでございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

通告については一応、そのしたことについて答弁いただきましたが。

1点ですね、私残念に思うのは、当日、11月5日に知事がお見えになるというのは、ある業者の方から 私連絡をいただきまして、その時間にその市場の所へ行ったわけでございますが、せっかくですね、町長 これね、わし高知県の最高責任者ですよ。知事は高知県を代表する職の方がこの黒潮町へお見えになると いうこと、そうたびたびあることじゃございません。それをね、黒潮町の代表する職が町長でありますが、 いわばトップ同士が膝詰めで話ができる絶好の機会ながですね。その中身についてはまあやられたいうこ とですけど、それが後から。私、先週でしたかね、広報で知事がお見えになったという記事を読みました。 で、これね、町民に対する影響ということを考えたらですね、おんなじことをするがであっても前もって、 じゃあいついつ県知事が来てくれますよという情報を流しておけば、それは住民もよね、ああ、知事が来 てくれたかと、そういう心も明るくなるし、何かこうこの現状を払拭(ふっしょく)できるきっかけの、 何か期待できることがないかと。黒潮町も捨てられておるわけやないねと。こういうように、私はね、住 民は考えると思うんですよ。思うと思うんですね。

で、それが前もって連絡してもですね、それほどのお金、時間がかかる問題じゃないと思うんですよ。 これからのやり方としてちょっと町長にお願いしたいのが、そういう県行政の責任者あるいは、国行政 の責任者がお見えになるという場合、緊急時、突発事は仕方がないですが前もって予約して、その予約に 基づいて実行する場合にはですね、私はどんどん町民に情報提供する方が、松本町政にとってもわしはプ ラスになると思います。で、住民の方もよね、まあテレビで知事の顔を見てもよね、うーん、高知県の知事さんですかと思うて見るがと、ああ、今度来てくれるかと。いついつ来てくれちょって、用事があったきそのときはよう行からったけんど、やっぱり来てくれちょったかと。そういうものが出てくるんですが。私はそのへんを考えて、ちょっとね、もうちょっと情報提供を。防災無線の子機なんかもあるし、あれではいろいろ情報を流してくれようですけど、やっぱりね、高知県の最高責任者が来てくれるというようなときは前もって流してもらいたいなと。情報提供いただきたいなと思うんですが。

どうですか、町長。どちらがやる気を持たすようになる。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃられる意見とかお気持ち、十分に理解できるんですけれど、実は国の大臣とか県の知事さん来るときには、なかなか町独自、町だけで広報の仕方とか場所とかそういうものがなかなか決められなくて、今回の場合やったら、県の秘書課はじめ担当部署とうちの担当で細かい詰めをします。事前に何回も打ち合わせをして現地を見ながら、そして広報の仕方ということ打ち合わせします。

そういうことの中で今回も企画されておりまして、なかなか全て、告知端末で全てをお伝えすると。そういうことはなかなかできない場合でございまして、そういう県と町の事前の綿密な打ち合わせの中でこういう事業が行われていますので、どうかそこはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

ちょっと分かりにくいですけどね、町長の言ってることは。

前の日になっても分からんいうことはないと思うし、当日になっても、午前中には分かるはずやと思うんですけどね。私はそういうところが、やはり住民側から見たときにどう映るかの問題ながよ。知事の都合ばっかり言うてもいかんがよ。一人一人の県民の集まりが高知県を構成しちゅうがよ。その代表者が濱田知事である。そういうことなんで、私ら、知事が選挙に出るときらも期待を込めて1票投じてますわね。なった途端、後がうまくいかんというながは何か、初めの立候補のときのことら考えよったら、私はもっとやはり積極的に情報提供をする方が、あくまでもこれ予定ですよいうて流したらええわけで、来ん場合もそれはありますわ。車がパンクしたとか、道路が交通事故があって通れん場合もありましょう。だけどね、それほど私はこの情報は流せんようなことではないと考えておりますので。

次へ移りますので、町長それはね、まあ一回よく考えてください。どちらが町民がまちづくりに前向きに考えていけるか。前向きに生活していけるのか。知事がいつ来たやら分からんというようなこと、先週私は拝見しましたのでちょっとね、これは住民の皆さんの心を高らかに前向きに、よっしゃというような気持ちになってもらうのはどちらがいいのか、町の最高責任者としてよね、よくお考えいただきたいと思いますよ。

これは答弁は要りませんよ。

2番へいきますき。防災についてですね。

カッコ1番、毎年の豪雨で住民が苦しんでおります。先ほどの同僚の議員にも質問がありましたように、

伊与木川の氾濫対策のために頭首工を可動堰にするか、問います。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (川村雅志君)

それでは矢野議員の、氾濫対策のために頭首工を可動堰にするかのご質問にお答えします。

豪雨による増水により、伊与木川の氾濫がたびたび起こっていることは承知しております。

河川に設置されています頭首工は農業用水を取水するための施設で個々に水利権があり、維持管理は関係者が行っております。

農業施設に係る工事の場合、関係者より工事負担金を頂いておりますので、工事に係る負担金、また、維持管理に係る費用も増加すると思われます。

既存の頭首工を可動堰に改修することは、河川の氾濫対策になりますが、農家の負担増となることから実施は困難です。

以上です。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

自分が分かって自分がしゃべって、相手に伝わると思うたらこれは困りますので。毎回言ってますよ、 言語明瞭、意味明瞭で答弁してください。困りますね。

これ住民が、これテレビつけて見ゆうがですよ。この瞬間ずうっと、何回でも見られてます。だからそこはやっぱりね、単に議場でしゃべったらええというもんじゃなしに、納税者である住民がよ、この場で参画できない。その方らテレビで、この町長と議員との間のやりとりを確認していきゆうがです。で、それが今の早口でやったいうことは、町長がやらせたいうことになる。議事については、町長と議員がこの場でやりとりする。これが議事や。それをね、ちゃんと頭へ入れて発言していただかないと、住民が困りよりますよ。私も困る。極めてその聞き取りが難しい。

そういうことでもう一回言いますけど、これね、私の質問の事項というのは防災についてですよ。何も 農家だけに責任を求めゆうわけでもない。住民が苦しんでいるので、これ何とか可動堰にできませんか。 少しでも、浸かるじゃいうことはなくなる。

私も、この田ノ口まではよう来ませんでしたよ。去年も今年も、おんなじように浸かりゆう。で、去年は雨は市野々川の方に降った。今年は片坂の方に降った。水の出方は、雨の降り方は、佐賀の雨量計よりも小黒ノ川の雨量計の方がやっぱり余計数値が高いですね。それはやっぱり、奥は山や。山があるので高いので、雲が突き当ったって多量に雨降らす。だから、奥から順番に浸かってくる。特にこの先の何年か前にもあったように伊田川も浸かりましたが、満潮との問題が出てくる。

さまざまなことが要素としてはありますが、農家の負担金を私は求めよう質問はしてない。町長に対して、この困っておる、苦しんでおることを、対策の一つとして可動堰にするか質問しようがですよ。だから質問に対して、それから地域性をよく見て。最初のところでも言ったように、地域性とか地形、気候、風土、それが十分分からんうちに合併してますので、町長にお願いしたのが、よく住民との対話をしてくださいよということを冒頭にも申し上げたとおりでございます。到底ね、今の答弁では、はい、分かりましたというようなことではないですよ。

町長、どういうふうにお考えですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

まず、ご指摘があったように、ちょっと答弁者の声が早口だったので、以後、答弁する者と私の方で、 ゆっくり聞き取りがいいようにしゃべるように再度確認をしておきます。

答弁者が申し上げたのは、やはり農業施策に関する工事の場合は、これまでの町の施策として関係者は どうしても負担金を頂かなければならない。そういうようなことになると、可動堰にすると非常にその負 担金が多く関係者に係ってくる。だから、非常に実施するのは困難です、というふうにお答えした次第で ございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番 (矢野昭三君)

これね、この前も言った、今年の避難命令か避難勧告か、ちょっと言葉は忘れましたけど出たときにも、伊与喜では、避難しょう思うたけんど、もう浸かって避難できなかった。ある所の集落では、避難所へ行ったけど鍵がかかって逃げれらった。こんな話がありましてね、こりゃあどうなっちゅうろうか黒潮町の防災対策は、というところが一つはあります。

で、これね仁井田ではね、四万十中央インターの近くではね、可動堰やってます、工事を。どういうや り方したか分からないけれども、詳しいことは。やればできるんですよ。やらないからできん。要は、浸 水して、住民がですよ。農家だけの浸水じゃないんで、多くの住民が困りゆう。そのときに、どうすれば 暮らしが良くなるか、安定するのか。 これはね、 政治なんですよ。 これはまさしく政治。 住民が困ったい うことは政治問題なんですよ、これ。だからね、できるとかできんとか言う前に、どうやったらできるか いうことを考えてもらわないけませんね。考える前からね、あれは農業用だから負担金が要るからとか。 それはね、やらんということを前提に物を言いゆう。じゃあ、住民の暮らしはどうなるんですか。町長、 立候補するとき何言うて回った。マイクで。そのことをね、やっぱりよう考えていただきたい。ほんで、 多分立候補する方いうがは誰であってもですね、住民の生活が安寧、それを願うて立候補しちゅうはずで すよ。金がないきできんいうがはね、財源をどう確保するかの問題やき。それは、最初もわし町長にも言 うたとおり、この場で。財源の確保は町長がせないかん。国、県へ行かないかん。その努力をどればあす るかが問題ながや。努力したけんどできんいうがやからね、それは住民も、そうか、まあ町長はそればあ やってくれていかんがやったら、もうぴっとほいたら何とか考えないかんことがあるかも分からんねとい うことになるやろうけど、行政そのものの考えを問いようがやないがですよ。政治家として、これをどう するのか。住民の暮らしを少しでも和らげていくのが、政治の仕事のはずですよ。だから、ここで私がく どくど言いゆうわけです。

町長、予算とか何とか言う、負担金とか言う前に、負担金が要らんような政策を打ち出せばええわけよ。 それをやるかやらんか、お聞きします。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

町の負担が要らず、住民の負担も要らず、できる事業があれば、一生懸命調べて勉強しますし政治的な活動もします。ただ、それがなかなかたやすいことではないということも、もちろん矢野議員はご理解だと思うんですけれど。

ただ、今、仁井田の方では可動堰を実施しているとこがあるというふうに一つの情報をいただきましたので、それがどういうふうにやられておるのか。それは今後、しっかり地域の実際やってる所にお聞きをしながら、習いながら、調べてみたいと思います。

ただ、通常、町の施策としてどうしても地元負担、関係者負担をいただく施策をずっと取っておりまして、これはこれからも続かざるを得ないと思います。全て住民の負担ゼロという施策はなかなか、町の財政、純粋な税収が8億円ぐらいの町では不可能でございますので、そういうことは継続せざるを得ないと思います。

今回の場合も、頭首工。頭首工というのは農業用水を取水するための施設で、農業施設に係る工事の場合、関係者から負担をもらってるわけでございますけれど。これについては今後の維持管理についてもまた負担金が出てきますので、その部分は踏まえて、よく財政的な負担が関係者に多くのし掛かって、そしてその結果離農が進んで、農業から離れる状況をつくっていきますと本末転倒でございますので、そこは慎重に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

だからね、離農するためにということを提案しようがやないですよ。多くの住民が困っておる、苦しんでおるので、そのために何をするかいうのは、それはね、財政をどうするかいうことの話ですので、さまざまな受益者負担もいただきゆう事業ございますが、それぞれ違いがありますね。それぞれ、それぞれの目的によって違う。

それは今後どうしていくかいうがは考えないと、農家も困る。それから、その以外の住民も困る。そういうときに、それはね、農家だけの責任にするわけにいかんがですよ。その昔は、年貢米出さらったらね、悪い場合にはえらい目に、その罰を受けましたからね。そういう歴史の上にある堰です。元は、国が米作りをせえせえ言うて、圧力をかけてきた歴史があるんですね。そのための堰なんですよ。米を作って、みんなが生活を助けられちゅう。今になってね、農家だけにその負担を言うていくいうがはおかしい。だからこれはね、町だけの考えでは難しいかも分からんけれども、そういう財源確保のためには私は、町長もちょろっとお答えになったけど頑張っていただかないと、来年また浸かるか分かりませんよこれ、ぼったり。それをね、指をくわえて見ておるわけにはいきませんね。

ということで次へ移りますが。

このカッコ2番のね、佐賀保育所周辺の町有地を宅地造成と合わせて避難道路を開設するか問います。 これは、今年も大変、将来を担う若い人たちが大変な思いをしましたね。去年も今年も、そういう思い をされよう。そのために私は、あこをもともと宅地開発するために使うということが伊与喜校下の区長さ ん方の総意としてできておりましたので、その辺に余った土地があるはずですので、その造成に合わせ道 を高い所へ造って避難道路にするということを、私なり提案なり質問ということにしたいわけでございま す。

答弁をお願いします。

議長 (小松孝年君)

建設課長。

建設課長(森田貞男君)

それではカッコ 2、佐賀保育所周辺での宅地造成と避難道路の開設につきまして、お答えを致します。 現在の佐賀保育所周辺にございます町有地につきましては、旧佐賀町時代に伊与喜地区農村地域工業等 導入計画に基づきまして買収した土地で、主に山林でございます。

当計画につきましては、昭和50年3月に実施計画を策定をし、以降、土地開発公社により用地買収を進めてまいりましたが、その後の経済情勢の変化や未買収用地等がございまして、平成13年3月に農村地域工業等導入促進法の手続きを経て、実施計画を取り消しました。

現在は、土石流等の土砂災害から下流域に存在します、佐賀保育所、伊与喜小学校、人家等を守ることを目的としました砂防の施設工事に伴い、ほとんどの町有地が砂防指定地となっているところでございます。

砂防指定地での開発行為につきましては、砂防法や高知県砂防指定地管理条例に基づきまして、大きく 土地の改変が伴う宅地造成については、制限がかかり困難と思われます。

ただし、切迫しています南海トラフ地震に備え、浸水区域外への宅地造成につきましては重要課題として捉えておりますので、今後、土地利用計画や事前復興まちづくり計画の中で、十分検討をしてまいりたいと存じます。

また、議員より避難道路の開設につきましてご質問がございましたが、先の9月議会定例会にて浅野議員からもご質問がありましたが、現段階では整備計画はございません。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

ここがね、この答弁が大事ながですよ。計画はございませんとか、砂防をやったために土地利用に規制 がかかるとかいうのはね、それ行政の課長が答えるような話じゃないですよ。だから全部、通告町長にし ちょうのよ。

住民が困ったということは政治課題じゃから、さっきから言うように。それを解決するがは政治しかない。じゃあ、そのために何が必要かいったら財源の確保とか制度設計いうのは、地域の声をまとめておいて、それを国、県へぶっつけなあ改善されませんよ。国の人らは霞ヶ関におって、もうここの津波は届かんがやき。あるいは、去年、今年と来る大雨、霞ヶ関に降るわけない。だから、行って言わないかん。県へも行って言わないかん。県庁が去年の雨で浸かることはないがやけん。今年の雨でも浸からん。だからね、それ政治的に動いてもらわな困る。

私はこの場で言いゆうのは、議事は選挙で直接住民が選ばれた町長と議員とがここで会議をする、話し合いをすることが、これが議事やけん。そこをね、勘違いされたら困る。私の時間は60分しかないがじゃき。だからきちっと町長が、方向性は町長、答えないきませんよ。細かい金のやりくりとかいうがはね、それは財政担当の話でも一定聞きますけど、基本的にはね、財源対策は町長、県へ乗り込んでいってやってもらわないきませんが。

ちょっとどうですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず答弁でございますけれど、課長が答弁する場合多々あるわけですけれど、全て町長の答弁です。事前に確認して、それぞれの担当で町長の答弁として答弁をさせていただいております。

それで、特に財源について国や県へ出向いて、政治的に動いて取るべきだ。それはそのとおりでございまして、そのとおりにやっております。精一杯やっております。

例えば、私の時代ではないんですけれど、この地域の砂防ができる経過。これは当然国へ行って、その保育所を建てるときに裏の急傾斜、危険だから砂防を3つほど造りました。これは政治的にも動いて、国のお金を取ってきて造ってきた。そういう経過もございますので、当然その他の施策についても、そういう活動をこれからさまざまやっていきます。そういうことはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは、次へいきまして3番の、人家、避難所、集会所、学校の裏山など、崩壊対策工事が未了の区域があるが、姿勢を問います。

議長 (小松孝年君)

建設課長。

建設課長(森田貞男君)

それではカッコ3の、人家等の裏山等崩壊対策工事について、お答えを致します。

議員より、先の9月議会定例会におきましても同様のご質問がございまして、今後の取り組み等についてご答弁を致しましたが、その後、関係区長さんへ裏山等崩壊対策工事が必要な要望個所の提出をお願いしたところでございます。

現在、高知県では、土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害の恐れのある斜面や渓流の地形、土地の利用状況等について調査を行い、土砂災害警戒区域、イエローゾーン、また、および土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンを指定をしているところでございます。

今後は、各地区の土砂災害警戒区域や急傾斜地区等の状況を踏まえまして、随時現地調査を行い、事業 採択が可能か調整の上、高知県に対し要望を行い、住民の生命と大切な財産を守るよう取り組んでまいり ます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは次いきまして、カッコ4番ですね。

避難道路の根拠および基準などを公表しているか問います。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

それでは矢野議員の、避難道路の根拠、基準の公表についてのご質問にお答えしたいと思います。 黒潮町地域防災計画では、一時的な避難場所として災害および二次災害の恐れのない場所にある施設、 または構造上安全な施設を避難場所として指定しています。

議員ご質問の避難道路としての明確な根拠、基準はありませんが、地域防災計画では、浸水等が予測される区域ではなく危険のない所、自動車の交通量がなるべく少ないこと、避難場所まで複数の道路を確保すること、避難路は相互に交差しないこと等を、避難路の選定基準として定めております。

本町では、新想定以降、現在に至るまで地区との協議を重ね、地域の状況に応じて避難場所へ通じる路線を計画し、避難路として整備してきました。避難道の構造を階段のステップの高さは約15センチ、上り坂が緩い場合はスロープ、柵の高さは1.1メートル等を標準として整備をしております。併せて、避難誘導灯や避難案内標識等の必要な整備を実施しているところでございます。

なお、黒潮町地域防災計画では、避難路選定基準の掲載とともに避難場所へ通じる一般国道、県道、町 道等も避難路として位置付けしており、町のホームページ等で公表しております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

聞くとこ、どうも今の答弁では、地域防災計画へ登載しておることが一定の要件かなというように受け 止めましたが、それでよろしいですか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答え致します。

先ほど言いましたように、避難場所に通じる路線に関しては全て避難路という位置付けになっていますので、避難道路というのはその考え方で進めているいうことでいいと思っております。

以上です。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは次いきましてね、5番ですねカッコ。

相生橋が通行止めになっているが、いつからか。また、生活、産業、避難道路でもある。

復旧の見通しを問います。

議長 (小松孝年君)

建設課長。

建設課長(森田貞男君)

それではカッコ 5、相生橋の通行止めおよび復旧の見通しについて、お答えを致します。

議員ご質問の相生橋につきましては、町道拳ノ川北線に架設をされており、橋梁台帳上では橋梁名が拳 ノ川橋となっていますので、ご了承をお願い致します。

拳ノ川橋は 1935 年、昭和 10 年に架設をされ、橋長が 22.1 メートル、有効幅員が 1.8 メートル、橋種が 2 径間の RC 橋となっております。

架設後86年が経過していることから、主桁の損傷に伴い安全上、平成21年11月より車両通行止めにさせていただいているところでございます。

なお、補修につきましては、現在、近隣におきまして町道拳ノ川若山線、町道西の路線および町道荷稲拳ノ川線の道路改良工事を施工しており、通勤、通学路線等でございますので、当3路線の改良工事を優先をさせていただき、工事完了後、橋梁の長寿命化計画の中で補修時期を判断したいと考えております。

つきましては、当分の間、拳ノ川橋の近隣住民の皆さま方には少しご不便をお掛けすることになりますが、橋梁補修工事が完了しております拳ノ川橋上流約330メートルのギオン橋、および下流約200メートルの天神橋を通行していただきますよう、お願いを致します。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

付近には、体の具合がちょっと悪い方、足腰が不自由な方も生活されておりますので、そのへんをよく 汲んでいただいて速やかにやっていただかないと。

体がなかなか動かしづらいという方にお聞きすると、そこがええにねという、この橋を通った方がええ にねという、近いにねという、そういうお返事ながですよ。

だからね、町長、この職員は皆元気ながですよ。足腰も丈夫い、耳も良く聞こえる、目も見える。特に身体的には元気な方がいっぱい頑張ってくれよう。それはそれでええけど、それを基準にしてですね、大変若い方、ご高齢の方、住民の中にはいらっしゃいますので、体の不自由な方が。そういう方々が逃げるための避難路。その弱い方が、お話ではその道を通りたいとかいうようなお話があるわけです。だからね、そこをね町長、しっかり頭へ入れておいてほしいわけです。

その、今支所長が言われた、どこどこの工事現場が今やりゆうきいう話やけど、ほいたら、じゃあそれが終わって次、こういった橋で。これはもともと町が架けた橋やないんですよね。地域の集落、部落が架けた橋ですので、コンクリートの。そういった歴史的なことを踏まえて、町ももうちょっと力を入れてほしいなと思うんですが。

およそ、いましばらくというのは、町長、いつまでがいましばらくということですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今、課長の方からお答えしたのが基本的なとこでございますけれど、町内に橋梁たくさんございまして、 そしてこれから、その保全する基準というのは国で示されております。その基準に基づいて計画を作って いかなければなりませんけれど、当然、在性的なシミュレーションも同時に作っていかなければならない わけでございまして。

従いまして、その両方で作ってるのが橋梁長寿命化計画でございます。その中で全町的な優先順位を決めながらやっておりますので、今すぐ、直ちにこの橋がいつということはちょっとお答えできないんですけれど、その計画に基づき、順次やっていきたいとも考えております。

また、近くに身体の不自由な方がおいでるので、どうしても避難とか困ってるというご質問もございましたけど、ちょっとそこのあたりはですね、福祉の方でヒヤリングとか事態調査もする必要もあるかなと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

数々の橋の中にはね、町長、隣の橋までが10メートルのところを架け換えた所もありますし、隣の橋というのは2車線ですよ。その所の隣の10メートル離れた所を架け換えやっちゅう。それから、もう一つは30メートルの所を架け換えもやっちゅう。それはね。それからある所では、どこかこの近くでも仮橋の状態の所を直してますね。

私は、悪いものをよくすることについては一度も反対したことはないです。悪いものは早う直さないかん。だから、町長が提案したことは何も反対したことはない。ただ、こういう形で具体的には提案していくと、ああじゃこうじゃいう話が多過ぎる。これは困る。しっかりとね、町内の橋梁の実態をね、隣の橋までどればあ離れちゅうか。ここをね、まず把握することが大事ですよ。そこをね、この際私はお願いしておきたい。

次、いきます。3番の産業振興についてですね。

カッコ1番で、令和3年の佐賀漁港の水揚げ量と金額、そして課題解決するための対策を問います。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは矢野議員のカッコ 1、令和 3 年の佐賀漁港の水揚げ量と金額、課題解決するための対策を問う、 のご質問にお答えします。

令和3年漁期の佐賀漁港における水揚げ量と金額につきましては、11月末時点で昨年の2.7倍のおよそ2,083トン、金額に致しまして2倍の、およそ5.5億円となっております。

長年の課題でありましたカツオ水揚げ量増加の要因につきましては、土佐沖におけるカツオ漁場形成に加え、黒潮町活餌供給機能強化事業における多大なる効果があったと考えております。

本事業につきましては、平成26年度に高知県カツオ活餌供給機能強化事業を活用しまして開始を行い、 佐賀漁港内において、カツオー本釣り漁船で使用するイワシを活餌として供給できるようにしたものです。 これにより、水揚げと併せて次の漁の仕入れができるようになるため、カツオー本釣漁船の水揚港とし て利便性がさらに向上し、水揚量の向上が今後も期待できると考えております。

黒潮町には多くのカツオー本釣り漁船があり、今年のように漁場が近隣に形成された際には、こういったメリットを最大限生かしながら操業が可能となりますので、佐賀漁港の水揚げが向上したものと考えております。

このほか、水揚げ向上のための施策と致しまして、以前より水揚げの施策としまして町内において水揚げした場合に、水揚手数料の1パーセントを補助する取り組みを行い、他の港との差別化を図っており、こちらにつきましては来年度も引き続き実施していきたいと考えております。

他方、今年度の魚価につきましては、およそ6割の1キログラム当たり221円となっており、水揚量の大幅増による需給の変動を考慮しましても、過去の水揚げのデータと比べて極めて低い数字と考えており、より魅力ある市場とするために、町内市場における価格形成につきまして引き続き注視し、必要な施策を講じていく必要があると考えております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、土佐さがもどりガツオまつりや県外イベントの参加などの PR を行うことができませんでしたが、この間の広域的な取り組みとしまして、日本カツオ学会やカツオ県民会議等、学識関係者や業界関係者などとの意見交換、また活動の場を通じて、カツオを取り巻く

情勢につきまして状況の把握をしているところでございます。

このような、カツオの流通の在り方や食文化の形成等、さまざまな面での情報収集を行いながら、町と してどのような形で施策を今後進めていくか、再度検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは、その11月5日に高知県知事お見えになりましたが、そのときには何がお願いしたことがございますか。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

知事の行脚のときにつきましては、私はその漁船については同席はしてませんでしたが、活餌の方の現地に赴き、関係者に質問をして、いろんな話をしたとは聞いております。

知事の方には、知事また県に踏まえましては、今後引き続き活餌、特に餌の供給体制につきまして何か 県の方としまして新たな対応、今までの話も含めましてのことができるかどうかの要望につきまして話を したと聞いております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、担当課長に補足して、私の方からも説明をさせていただきたいと思います。

先ほど私が答えた2番目ですね、知事行脚のときの答えとしても申し上げましたけれど、まずは、カタクチイワシの供給が近隣でできないだろうかと。具体的に言えば宿毛港の方でやったことがあるけれど、それができないのかというふうなこと。

そして、さらに県の担当職員の方に対して、もう少し頻繁に町の方に来てくれというふうな要望をして きました。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

その、町長の今の最後の、ほんとちょこっとしたところを私は聞きたかったがですよ。

だから時間が、それを先言うてもろうたらたらね無駄な時間にならんき、わしはこれを見ながらぎっちり質問しようがですよ。そういうところをね、私はそれほど難しいことを言いゆうように思わん。町長が方向性を示していただいたら、それでええ。私には、課長がむごいもんじゃいうて言う人もおる。しかし中にはね、あればあ課長が偉うなったらいかんという人もおる。そのへんをね、やっぱテレビを見ようがですよ。住民の方は。だからそこをね、この議事の在り方がどうであるかいうことをね、わしはよう考えてもらいたいなと思って。

言われるようにね、事細かい針の先みたいな質問にはね、それは町長、答えるがはなかなか骨が折れる き課長にちょっと答えなさいいうがは分かりますので、そのへんは私も分かった上での、こういうことを 言いゆうがです。これ、住民にお返ししようがですよ。私がここでしゃべってるのは。そういうことです。

それで、じゃあ次いきましてね、このカッコ2の、数年後に自動車専用道が佐賀まで開通します。

町内振興のための対策を問います。

議長 (小松孝年君)

企画調整室長。

企画調整室長 (西村康浩君)

それでは矢野議員の、自動車専用道開通を見据えた町の振興対策につきまして、お答えを致します。

当町にとりまして初めての高規格道路である片坂バイパスが平成30年11月に開通し、多くの皆さまがご利用されております。現在、拳ノ川から佐賀間おきまして事業が進んでおりまして、南海トラフ地震や豪雨災害発生時の緊急輸送道路として機能するとともに、安全で快適な通行の確保につながるものと考えております。

また、高規格道路の開通、延伸に合わせ、これまで当町が取り組んでまいりました、地域資源の活用や スポーツ合宿による交流人口の拡大等、地域活性化の施策につきまして今後さらに効果を出せるよう取り 組みを推進していく必要がございます。

この高規格道路につきましては、インターチェンジによる終点効果、つまり経済効果が期待されます。 高規格道路の延伸により、本町が単なる通過点とならないためにも、本町が目的地となるまちづくりを進 めていくことが重要であり、最大限地域経済に波及させる取り組み、施策が必要でございます。

まずは、インターチェンジが整備される佐賀地域のまちづくりに関する方向性を定め、経済の活性化、 移住、定住の推進、関係人口の増を目指すとともに、今後、延伸が進む高規格道路の整備と一体化した本 町のまちづくりのビジョン、将来像を明確化していく必要があると考えております。

現在、佐賀地域の事業者の皆さまへヒアリングを行うなどしておりますが、今後もあらゆる機会を活用して関係者の意見を聞きながら施策等を検討し、集客施設等の機能を整理および強化する取り組みを展開するなど、地域、そして経済の活性化につなげていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

私が今手元へ持ってるのは第1次黒潮町総合振興計画でございまして、これも29年度までの分です。私が今持ってるのは。その後、ちょっと私もよう確認、ちょっと記憶にないですけど。

これ見てみるとですね、住民が何を求めておるかというのは、住民の意向調査をやっておるんですね。 過去に。そのときの住民のそのお考えというのは、働く場を一番求めておりましたね。で、それへ向けて 黒潮町行政は進んでおるはずですけれども、やはり転出が後を絶たない。それは、働く場所がないいうこ とであろうかと思うんですが。

これからもですね、前のこれ地方自治法も変わりまして、前のころは2条に規定されて振興計画を策定 しなければならないやったけど、その条文がなくなっておるんだけども、やはりさまざまなことを政策打 ち出していくためにもですね、この住民のお話を聞くということはそれは大事なことで、それを否定しよ うがじゃないがですが、何かですね、もうちょっと詳しく、この作ったころにやったような意向調査なん かがやっぱりやる方が足腰が強いようになるんじゃないかなと思いますので、その点どのようにお考えでしょうかねということと。

だから、振興のための対策というのは住民のお考えをよくよく聞かないかん。この皆さんの集まりの所へ出掛けていって、いろいろと聞かせてもらうこと、アンケートに答えていただくことなどを踏まえてですね、その上で、その対策を打ち出していただく方がいいんじゃないかなと。まあ、それは私なりの考えですので。

もう一回、お聞きします。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

その第1次黒潮町総合振興計画、ちょうど私担当者でございましたのでよくその調査のことも存じておりまして、一番やっぱり多かったのは、働く場所の希望です。

その後、雇用促進協議会という協議会を立ち上げて、一定の取り組みをしてきた経過はございました。 そういうふうに、今もさまざまな働く場をつくっていく対策というのは本当に必要だと認識はしております。

それに向けての調査の仕方、リサーチの仕方でございますけれど、前回やったようにアンケートとかそういう満遍なくする調査、これは今現在、高台移転に絞った調査を全体的にやってるわけでございますけど、引き続き就労に対する調査というのは今のとこ考えてなくて。

これから具体的に考えておるところは、今、先ほど私が答弁で申しましたように、事業者での調査、あるいは関係事業者でのヒアリング、そして復興まちづくり計画を見据えたワークショップ。そういうところを通じて、具体の調査、現状把握をしていきたいと思っております。

その上で、なおアンケート調査とか必要であれば、またそのときはそのことをも加えて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

ちょっと途中ですけどね、お昼にしたいと思います。

矢野昭三君の一般質問の途中でありますが、13時30分まで休憩致します。

休 憩 12時 01分

再 開 13 時 30 分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野昭三君の一般質問を続けます。

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは4番、空き家対策について質問致します。

空き家等対策計画の所有者等による空き家等の適切な管理の促進等を問います。

これはどのようにして計画を実行しておりますか。お聞きします。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

それでは矢野議員の、空き家対策についてお答え致します。

空き家等対策計画の所有者等による空き家等の適切な管理の促進の中で、空き家等は所有者の財産であって、憲法で規定する財産権や民法で規定する所有権に基づき、所有者の責任において自主的に管理することが原則であります。

空き家等対策の推進に関する特別措置法では、第3条で、所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとする、と規定されています。

ただし、所有者または管理者が死亡または不明な場合には、法律等に基づき、相続人など空き家等の適 正な管理義務者を特定し、的確な指導、助言をすることで、適正な管理につなげていくため、町として調 査を尽くしていくこととなっております。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは、所有者不明のそういう財産を特定するための調査は、どこまでやっていますか。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

それでは再質問にお答え致します。

昨年度、空き家等対策計画を策定しまして、空き家の実態調査も行いました。その中で、倒壊の危険性があり、解体など緊急性が高い、ランク D、ランク E の物件が 68 件ございました。

昨年度末3月に、全てを担当係と確認をしまして、そのうち隣接地または道路に影響がある空き家が13件と判断し、所有者等を調査をし文書等で通知をしているところです。

その中で、今年夏からの豪雨、台風により町道へ空き家が倒壊し、また地域からの連絡によりまして、 隣接地に空き家の瓦が落ちてきている事例が発生しております。この2件について、特定空き家等判定委 員会を先月開催しまして協議を行い、今後、所有者への取り壊し等を進めていくべく、手続きを進めてい るところでございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

この空き家については、この空き家等対策の推進に関する特別措置法の第2条の第1項では、こう書いてるんですよ。空き家等とは、建築物またはこれに属する工作物であって、居住その他の使用がなされてないことが常態であるもの、およびその敷地を言う。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除くとある。

ちょっと課長、そこのへんが説明の仕方が違うんじゃないですか。倒壊とか何とかいうことはこれには、私の言っておる空き家という定義にはそういうことは書いてない。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

失礼致しました。空き家におきましては、その建築物とその敷地内にある工作物、また竹立木等が空き 家等となっております。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番 (矢野昭三君)

ちょっと分かりにくいですが、老朽かかわりなく、空き家は空き家なんですよ。老朽は先来るとおかしなる。この空き家というところの定義では、老朽というろの字は出てこない。それはちょっと分かりませんが。

もうちょっと詳しくお願いします。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

空き家の中でも倒壊の恐れがある、そういう物件について住民の方、所有者の方から相談があり、取り 壊し等になる物件について老朽住宅と認定しています。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

わが町の計画の22ページでは、先ほどの通告のところのことになりますが、空き家等の所有者等は周辺の生活に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとすると規定していますと。これは町の計画ですよ。町長が作った。ただし、所有者等は死亡または不明な場合もあることから、こうした場合には法等に基づき町において調査を尽くし、相続人など空き家等の適正な管理義務者を特定し、的確な指導、助言をすることで、空き家等の適正管理に努めていきますと書いちゅうやないですか。

このとおりやりゆうかどうかいうことを聞きゆうわけ。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

1回目の答弁書でも、今議員が言われた内容について私の方から答弁をさせてもらいました。この内容で、町としては進めていくところでございます。

議長(小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

所有者が特定する努力をどればあしゆうか、いうことを聞きゆうわけですよ。

見た目どうこうじゃない。今の私が言いゆうことは、所有者を特定するためにどういう努力をしゆうかいうことを聞きゆうがよ。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

先ほども答弁をさせてもらいましたが、所有者を特定するために、その土地の登記簿または税金の方で の確認作業を行いまして、今回、63 件中の 13 件について書類を送らせていただき、所有者の確認作業を 行っているところです。

その中で、連絡があった物件については5件、まだ連絡がないのが6件、宛先不在で帰ってきたのが2件というような、今状況です。

今後も、まだ連絡がない所の物件の所有者につきましては、なお郵送等を行いながら所有者の確認を進めてまいります。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

9月議会で、同僚議員の一般質問の中の答弁としてですね、所有者不明の住宅は町内では1件も確認していないが、不明の場合は告示などを経て、最終的には行政代執行となっているという、これが答弁でしたが。

平成28年じゃったかな、その当時から問題がある建物がございまして、この書類では28年7月24日付となっておりますが、これは老朽住宅の除去事業の申請でございますが。確かに、所有者が分からないと駄目だということで、このときも住民には指導しております。

その後、地域からの、部落ですね。要望事項で、所有者不明の老朽住宅があり、倒壊の危険があるため 除去をお願いしますと、継続要望ですよということで部落要望が出ておりますね。これは公文書で来てお りますが。

それの回答としては、所有者不明の老朽住宅を町が除去できる条件の一つに、倒壊の危険性を示す老朽度の基準を満たす必要があります。除去を要望されている住宅は町の調査においては基準を満たしていないため、現状の老朽度では除去することは困難と考えますいうて書いちゅうけど、何かこれかみ合わないんですね。一体どれだけ、その所有者を特定するための努力をしておるのか。

この部落要望は確かですね、何年前やったかな。ちょっと確かながは忘れましたけど、令和元年から令和2年にかけてのその書類ですよ。部落からの公文書。で、私思うにね、これ、もともとのとっかかりは28年ごろから困った状態が起きて、それを訴え出ておるんですね。行政はこれ、いまだまだ調べるとかいうことを言いゆうけど、今計画の前の計画の段階で既にこういうことが発覚しておる。

だから、以来何をしよりましたかということを聞きゆうがよ。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

議員が言われるその空き家につきましては、その28年当時から所有者不明ということで、担当課と情報 共有しながら調査を進めておりました。

しかしながら、相続関係人も既にいないというような状況で報告はさせているものです。

ただ、その物件につきましては、空き家につきましては今回の実態調査においても、まだ老朽住宅、取り壊し等のランクには入るような状況ではございませんし、担当の方も一度確認もさせていただいており

ます。

そういう中で、今回、取り壊し、老朽住宅というようなことにはならない、というような判断をさせて もらっているところです。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番 (矢野昭三君)

この計画を作るに先立っては、特定空き家等に対する措置に対する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン) というように書かれておりますが、それの1ページ、2ページへかけて、そこをどのように理解されちゅうのか、私には今の答弁では理解できないので聞きますが。

ここの1ページにあるというのは、空き家等に対する対応というものの中の、法に定義される空き家等および特定空き家等というところで、ここの分については、特定空き家等はこの空き家等のうち法第2条第2項において示すとおり、以下の状態にあると認められる空き家等と定義されているということで、カッコのイ、カッコのロ、カッコのハ、カッコの二までありますが、多分今までの答弁というのは、カッコのイを中心に考えた運用であると考えております。それは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態をそのことだけに絞って答弁をしゆうと思いますが、それはイから二までありまして。二というのは、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と。この二については別にね、倒壊とか何とか言ってるわけじゃないんですよ。ここに書いておるのは、生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるという。そのことに対して、その周辺困っておる人、部落の区長さんもそのことについて何とかしてくださいということを訴えゆうわけで、そのことですよ。

で、ここのところは、その指針の中はですよ、特定空き家のうちイまたはカッコロですよ、現に著しく 保安上危険、ここまでは分かる。または、著しく衛生上有害な状態の空き家等のみならず、将来著しく防 犯上危険、または著しく衛生上有害な状態になることが予見ですよ、予見される空き家等も含めて、幅広 く対象と判断することのできるものであることに留意が必要である。これが国が決めた基準ですよ。

だから、ここのへんをよく理解してもらわなよね、法律のできた経過と、それからその法律等を住民が知ったこと、兼ね合わせて考えてもね、これはもうちょっとまともに話をしてもらわな困る。何が困るかいうたら、住民が困りゆう。それから地域も困りゆう。ただ単に老朽だけが問題やない、この特別措置法は。だから、それに基づいて黒潮町の空き家の対策計画も作っちゅうわけやから、元の法律をきちっと解釈してもらわな困る。解釈するためには、よく読まないかん。読まなあ解釈できない。それで運用ができない。

町長、それねもうちょっと、住民が困ったいう話を訴えゆうわけやから、住民が納得いくような返事をしてもらわな困りますよ。前回の9月議会でも、空き家はないいうてと答弁しちゅう。それが町の広報へ、議会だよりへちゃんと載っちゅう。空き家いうことは認めちゅう。部落要望に対する町長の回答書を見てもよね、空き家という文言がここへ出てきちゅう。だからね、もうちょっと一貫性がないと困るんですよ。住民をあんまり悩まさんように、説明するについても分かる説明してもらわな、話を聞きよってもね分からん。

それで、今度6月30日付で、指針がまた出ましたね。それは、だから行政代執行についても一歩踏み込んだ文言になっちょりますよ。だから、それに見合うように直していくのかどうか含めてですね、町長の口から答えてください。住民が困っちゅうがですよ。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

先ほど、議会だよりの記載と、うちの答弁が違う部分について、まずご説明させていただきたいと思います。

議会だよりの方では、所有者不明の住宅は町内では一件も確認していないと記載されておりますけれど、このときの答弁の正しいところはですね、倒壊の可能性がある老朽住宅のうち、所有者が町外に住んでいる、亡くなられている、所有者不明の空き家が6戸あり、現在調査中のため、まだ完全に所有者がいないという住宅は一件も確認はしていないというところでございます。これが少し、こちらの出す情報が不十分であったかもしれませんけれど、そこの違いがまずございました。

それから、法の改定の件でございますけれど。6月30日に改正がありましたけれど、町の判断としましては、今回の法の改正につきましては、町のガイドライン、町の指針を変更するものではないと考えておりまして、今の町の計画、ガイドラインを変更する予定は今のところ持っておりません。

それからもう一つ、老朽化の判定の件でございますけれど。先ほどから出ています、該当する事例として出されている住宅につきましては詳しい調査をしておりますけれど、現在のところ、建物、傾斜。どれぐらい建物が傾いておるとか、そういうさまざまな小さいとこの数値を入れたところまだ基準に達していないので、老朽住宅に入ってないというふうな事態でございます。

町内では、これは老朽住宅除去事業を年間20件ほどやっております。当然、基準を下げればその数は増えてきますので、現在の基準に沿って優先順位の高い所、特に住民の命に危険に脅かす危険度の高い所を優先して現在事業を実施しているところでございますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

町長の答弁も一緒ですね。課長の話聞きよったら。

要は、先ほど言うた、この空き家等に対する対応というところを、1、法に定義される空き家等および特定空き家等というところの、そのイ、ロ、ハ、ニとあるうちで、町長が言われゆうのはイだけしか頭へ入れた答弁になってない。イ、ロ、ハ、ニ、4 つあるに、それは老朽とは関係ない。その他ですよ、周辺の生活環境の保全を図るために、放置ですよ。老朽とは書いてない。放置することが不適切である状態という。門扉に鍵かかってないとかいうようなことを言われておるわけですよ、ここは。だからこれ、指針の中に書き切っちゅうわけですね。だから、この法を執行するときに二のことも、その町内で議論する場合にはちゃんと議論もやりきってもらわんとね、こういう問題は問題解決になりませんね、これ。

そういうことで、まあ一回どうですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、引き続き矢野議員の再質問にお答えさせていただきます。

県、国のガイドライン要綱、確かにいろんな事業において基準が定められておるわけですけれど、必ず しもその基準に該当してるもの全て町がやってない場合は多々ございます。 というのは、やっぱり該当する中でも優先順位を決めていく必要がございます。当然、財政的な問題も ございますし、マンパワー的な問題もございます。特に老朽化住宅の対策というのは非常に住民からの要 望も多くて、従ってみまして、これからも町の法に基づくガイドラインに従って、そして現場の調査をし ながら優先順位を定めて、しっかりと実施をしていきたいと思っております。

当然、二の分ですね。言われた二の部分も制度的にはできると、書いてることはもちろん分かってるわけでございますけれど、あくまでも町の優先順位を決めて対応してるところでございますし、またその中で、町の基準の中では少し危険度の部分で言うと、まだほかに優先するべきがあるというふうな判断でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

これは、要するに町の計画にあるのは、所有者を特定するための努力を尽くすということが計画の中に規定されちゅうがですよね。黒潮町の計画ですよ。

だから、その所有者が不明じゃいう部分についてどれだけの調査をした結果、所有者が不明というのか。 それ、28年のときからもう分かっちゅうがですよ。今までどんな努力を重ねてきたのか、全然住民にはね、 聞こえてないがですよ。できませんいうだけの話しか。所有者を特定して、その所有者が処理する責任が あるがですよ。その所有者に対して、どういうことを助言、指導しておるのか。それが我々には分からな いので、やっぱりいろんな話で、質問もあれこれするしか方法がない。住民は納得がいかない。

どういう努力をされゆうがですか。所有者をまず特定することが大事なんですよ。どういう努力をしてきましたか。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

今、議員が言われるように、その空き家につきましては所有者不明というような状況でございます。 ただ、先ほどからお話にも出ている特定空き家になりましたら、代執行等の準備等もできるわけですけれども、まだそういう物件になっていないというようなところでございます。

先ほど、その住民の方が分からないというようなお話もありましたので、担当としてできれば丁寧な説明を一度させていただければと考えております。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

そのね、22 ページの町の計画のよね、さっきから言いゆうけどよね、これは町において調査を尽くし、 とあるんですよ。調査を尽くしということはどういうことなのか。調査を尽くすというんですよ。相続人 などに空き家等の適正な管理義務を特定し、的確な指導、助言をすることで、空き家等の適正管理の実施 につなげていきますと。そのことは大変重要なことなんですよ。

町がどれだけ調査に努力しましたか。尽くしましたか。そこが分からん。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

調査については、尽くしているものと考えております。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番 (矢野昭三君)

何を根拠に言いますか。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金子 伸君)

最初の方の答弁でも申しましたように、関係課、担当課の方と、その建物についての登記簿、あと相続 関係、そういうものを調査し尽くした結果で、相続人がいないと判断をしております。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

これはちょっと。まあここから先になってくると個別の問題になってくるのでもう言いませんけど。 町長ね、これ困るんですよね。こういうことでは。納得がいかないから困っておる。納得がいってない んですよ、住民が。

で、今までやってきました言われても、今までやってきたことが納得いってない。

そういう場合にはどうされますか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まずはですね、調査の方も優先すべきは、やはり倒壊の可能性がある老朽住宅のうち、まだその可能性のある老朽住宅、特定住宅の中でも、町外に住んでいる、亡くなられている人、所有者不明の空き家6戸のことについても、現在調査中でございます。これもまだ調査中で、明確になってないわけですね。まず、そこを優先して調査をしていく必要があると思います。

それからもう一つは、この特定住宅にはめてないけれど、さらにほかにも生活環境に悪影響を及ぼしてる住宅であろうというもの、そこについての調査。これも一応、今、課長が説明したとおりの手順で調査はしておるわけでございますけれど、まだそのほか、いろんな聞き取りとか、調査の方法も可能な部分があろうかと思いますけれど、それはまだこれから順次優先順位を決めながら、これもやっていかなければならないと思っております。

そのことも踏まえて、先ほど課長が申しましたように、個別にもう少し説明をさせていただくというふうに答弁しておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

ちょっと、残りが9分になってきたので、ちょっと前へいくしか方法がありませんので、それはまたの 機会ということで置きますが。

次の5番のですね、土地利用、土佐西南大規模公園(佐賀地区)等について質問致しますが。 その中に、1番目で、限られた国土、予算の有効活用について考えを問います。

議長 (小松孝年君)

企画調整室長。

企画調整室長 (西村康浩君)

それでは矢野議員の、国土の有効活用につきましてお答えを致します。

現在、国土利用計画法第8条に基づく黒潮町の国土利用計画は策定しておりませんが、国土利用につきましては、法の基本理念に沿った考え方を基に、高知県の土地利用基本計画に準じ、状況に応じた利用を図っております。

黒潮町におきましても、限られた土地の有効利用は必須であり、本町が持続的に発展するためには、今後の高規格道路の延伸に係る地域活性化や災害リスクに対応する取り組みの推進など、さまざまな分野において土地利用の方針を検討し、将来を見据えたまちづくりを考えていく必要がございます。

先の産業振興についての答弁と重複致しますが、高規格道路の整備と連動した本町のまちづくりを考えていくため、まずはインターチェンジが整備される佐賀地域のまちづくりに関する方向性を定めるよう検討しているところでございます。

また、事前復興まちづくり計画の策定につきまして検討されておりまして、その中で、土地の有効利用 等につきましても検討していくことになると考えております。

今後も、限りある土地を有効に利用するという考えの下、本町の総合戦略の目標である、2060年、人口 6,800 人を目指すため、土地の有効利用といった視点もしっかりと持って、施策を推進してまいりたいと 考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

こういった土地利用については、限られた我々町民、県民、国民の財産でございますので、有効利用を どう図って地域の振興発展をするかいうことでございますので、やっぱり広く住民の声をお聞きしていた だきたいなあと、そんなふうに考えておりますので。

それは前段のところでも言っておりますのでよく理解していただいておるとは思うんですが、その計画はですね、実は、これは平成13年3月、佐賀町時代に佐賀町都市計画マスタープランというものを作って、この中に、自動車専用道路に対する位置付け、あるいは、最近、佐賀の区長さん方もこちらへ出向きいろいろと陳情しておりました、次は佐賀の番ですよというのを、そういったことを踏まえて、全体的に土地利用をどうするのか。その中で、都市計画はどうなのか、農振計画はどうなのか、公園計画はどうなのかというものが必要でございますので。個別の分野分野ごとの計画も当然大事なことでございますが、それを全体的なその土地利用計画をするについては、よっぽど本腰掛けてやっていただきたい。

ほんで、本日トップバッターの山本議員からも話があったように、黒潮町としてどうするのか、どうあるのがいいのか。図面ができてから皆さんにお知らせするんじゃなく、地面ができる前に住民に、このことに対してご意見をいただくと。それを絵にすると。そして、それでまた皆さんと話をさせていただくと。

そういうことが、繰り返しが必要やと思いますので、ぜひその点について決意のほどを聞かせてもらいたいと思います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

本来、国土利用計画というのは総合振興計画、いわゆる地方自治法第2条第4項に基づいておりました 総合振興計画とセットのようなもので、今まで作ってきたことが多いんですけれど、今回、うちの場合は 平成29年で、その第1次の黒潮町総合振興計画が期限が切れて、現在は、最上位の計画が地方創生総合戦 略の計画になっております。

さまざまな計画の体系をやっぱり作っていく必要はあろうかと思いますけれど、現在の町の状況というのはそういうとこにございまして、土地利用計画につきましても、今後いろんな計画を作っていくよりもですね、やはり先ほどから今日、今回議会でよく出てくる復興まちづくり計画を住民の皆さまと考えていく中で、そしてさまざまな計画の体系を構築していきたいと考えております。これはしっかりやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

自治法2条に基づくところの振興計画の条文については廃止になっておりますので、ただ黒潮町の意志 としてですね、それは振興計画は策定し、しっかりと住民に掲示をしていただきますようお願いしたいと 思います。

それと、ここの2番の、公園計画を見直し、除外地を宅地、企業用地等に活用するか問います。

これは、先ほど言いましたマスタープランの中にありますように東地区については、佐賀町時代においては昭和50年代から、もうよう開発しない所は除外してほしいということを、私の記憶はですよ、50年代から訴えておったのがなかなか進まない。なぜか分かりませんが、なぜか進まない。

そこで、このマスタープランなんか見よったらそういうふうに、東地区は住宅地にしますよというように記述がありますので、これを尊重しですね、地域の都市計画、いわゆるその前段として住民の皆さんが求めておることを、これ政治ですわね、いかにしたら具現化できるのか。そこをみんなが待ち望んでおるわけです。黒潮町行政、それから黒潮町政については最高責任者は松本町長でございますので、町長の英断によってこれはできることでございますが、ひとつどのようにするか。

この2番ですね、2番について答弁をお願いします。

議長 (小松孝年君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

矢野議員の、土佐西南大規模公園の公園区域見直し後の除外地の活用についてのご質問にお答え致します。

ご質問は、公園区域から除外する計画である東公園周辺の土地に関するご質問であろうかと思います。 土佐西南大規模公園につきましては、事業着手から半世紀が経過し、長期にわたる事業計画についても 財政的な制約だけでなく、周辺地域のレジャー環境の変化など、公園のまちづくりにおける役割の再検討が必要になってまいりました。

また、事業未着手区域を津波の浸水想定区域内にある施設等の高台移転先にしたいとする要望など、防 災、減災への住民意識の高まり等も受け、高知県ではこれからのまちづくりの方向性を見据えた都市計画 公園区域の見直しを進めております。

今年初めに、関係地区の区長、土佐西南大規模公園建設促進同盟会の委員の皆さまをはじめ、地区の代表者の皆さまとの意見交換会を開催し、見直し案を提示の上、ご意見を頂戴致しました。

主な意見と致しましては、早期の除外を求める意見、また、高台を有効活用したいなどの意見を頂戴したところでございます。

その意見を基に素案を作成し、先般、県がパブリックコメント、意見公募を行いました。そこへの意見 にも、高台の活用に関する意見を頂戴しております。

また、4月に佐賀地区12名の区長から頂戴した要望にも関連した課題であります。

ご質問に対して、現在のところ宅地造成や企業用地等に活用する具体の計画はございませんが、さまざまな可能性を探り、除外地の活用につきましては継続して協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番 (矢野昭三君)

これは企業用地だけやなしに企業用地等、などという字を入れておりますので、そのへんを踏まえた取り組みをお願いしたい。重ねて発言をしておきます。

次、3番ですね。

買収済の公園用地に屋内体育館等ですよ。これも等ですから、幅広く考えてください。等を建設し、残土で既設のグラウンドのかさ上げをするとともに、南海地震津波襲来時等の避難場所等にするか問います。 議長(小松孝年君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

矢野議員の、土佐西南大規模公園についてのご質問にお答えを致します。

ご質問は、土佐西南大規模公園、東公園グラウンド周辺に対するご質問であろうかと思います。

東公園グラウンドは想定される最大の津波が襲来した場合には、1 メートルから 3 メートルほど浸水するとされています。

津波浸水に対して、東公園グランドは安全性の高い避難場所であるが、高さに心配な面がある。そこで、 隣接した県買収済地に屋内体育館等を整備し、その発生土でグラウンドをかさ上げすれば、比較的費用も 掛からず、また、避難した先に屋根付きの建物があるのでさらに安心して避難できる、といった趣旨のご 質問であろうかと思います。

このことは先ほどの質問と同様に、先般の佐賀地区の12名の区長からの要望とも関連しておりますし、 これまで公園区域見直し作業の中で頂戴した意見にも関連しております。

ご質問に対して、現在のところ屋内運動場もかさ上げも具体の計画はございませんが、さまざまな可能性を探り、大規模公園用地を活用することも選択肢の一つとして協議は継続してまいります。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

この体育館の話はもう4、5年前に私、この場で提案し一般質問したわけでございますが、これはもうね、 そろそろ答えを出していただきたいですね。

地震、津波のこともございますので、限られた資源を有効活用する。土地も予算もですね。そういうことに関連に立って整備を進めないとですね、なかなか進みにくいいうことでございますので。

これから先のスケジュール、日程はどんなふうにお考えですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

まず、土佐西南大規模公園の区域の中に造る施設でございますので、県に事業をしていただかなければなりません。

そして、その事業に対しての負担金を町が出していくという形になろうかと思います。

例えば、室戸に有事の体育館ができておりますけれど、ここの事業費は13億を超して13億7,000円ほどだと思います。これは平成29年にオープンしておるわけでございますけれど。それに対する町の負担となりますと、1億円を超える町の負担になります。

こういうふうな大きな事業になるわけでございますけど、もちろん町の負担もそうですけど、まず県がそういうふうな大きな事業をなかなか即はできないんじゃないかと考えております。通常の全体の土佐西南大規模公園、四万十市と黒潮町を合わせた要望活動は期成同盟会等で毎年やっていくわけでございますけれど、こういう大きなものは、要望するとすれば恐らくその別枠で要望運動を組み立てなければならないと思っておりまして、まだこのことについての要望活動というのは、具体的にはこれまでもやっていないんじゃないかと。要望書を作って出している実態はないと思います。

これからはですね、まだ矢野議員が求められてるように具体的なスケジュールはどうなってるかという ふうに言われましても、まだそのスケジュールまだできてないんですけれど、先ほど室長が申しましたようにいろんな可能性を含めて、闇雲に県の方に要求を出したところですぐできるとは思いませんので、少し県の方と情報を詰めながら、いろんなことを詰めながら、具体的な要望活動についても検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

町長、そこを何とかという質問なんですよ。そこを何とかという。

これね、あそこ買収済みの土地があるんですよね。これ何年に買収したんですか。

公金を使ってそのまま遊ばせておくというのは、これはね、行政としてはいかがなものか。わしは県を 非難するわけやないけど、何とか早くしてくださいよいうのは前々から言いゆうわけで、それが県にその 声が届いているか否かは分からんけれども、現場は変わっていない。買うたなり寝転ばしちゅう。それ、 税金の無駄遣いになりますよ。 まあ時間がないのでね。これ町長ね、ここらあたりはねよっぽど考えていかないと、いつまでたったち 改善されませんよ。そのしわ寄せは住民に跳ね返ってくるわけで、私どもは町長の手腕、力量に期待しち ゅうところでございますので、いつごろになるか分からんじゃなしに、いつごろをめどにその要望活動を 強化するというような話をもらいたいですが。

そのへんの見通しはいかがですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今日の議会の冒頭からの議員さんの質問の中には東公園のこととか、それからその周辺のことも出るわけでございますけれど、まずは住宅地として将来考えるのか、あるいは大規模公園の施設として整備を仕上げていくのか、あるいは工場施設として考えていくのか、いろんな計画の決め方、町としての将来のあるべき姿というのをまず作っていって、要望するのであれば確固たる要望に仕上げていかなければいけないと思います。そこの検討もまだ十分ではないと考えておりまして。

大規模公園の施設内だけでやるのであれば、具体的な要望活動として仕上げるのはできるとは思うんですけど、そこも踏まえて、先ほど申しました全体的な構想も踏まえて少し検討していきたいと思いますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番(矢野昭三君)

それでは、町長の答弁に期待をしまして、明るく未来が輝くように期待をしまして、私の質問を終わる ことに致します。

どうもありがとうございました。

議長 (小松孝年君)

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、14時40分まで休憩します。

休 憩 14 時 24 分

再 開 14時 40分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

5番 (濱村美香君)

通告書に基づき、本日は3つの質問をさせていただきます。

初めに、避難道の整備と要支援者の避難訓練については、黒潮町南海トラフ地震対策推進会議、2021年3月31日の資料、第5次黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方を参考にしながら質問させていただきます。

1つ目、避難道の整備について質問させていただきます。

カッコ1、ここ数年の間に整備した避難道の数は何件で、該当地区は何地区に及びますか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

それでは濱村議員の、整備避難道の件数、該当地区についてのご質問にお答え致します。

黒潮町では平成24年度に、防災地域担当制により地元住民と防災ワークショップ、避難場所、避難路等の危険個所等の確認作業および地域の意見、要望集約を実施して計画路線を定めてきたところです。

情報防災課で整備計画をした避難道につきましては 213 路線となっていまして、現在整備中の白石避難 道整備工事が完成すると、今年度で計画路線整備は完了予定です。

避難道の整備地区につきましては、津波浸水区域として想定されています 40 地区が該当地区となっております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番 (濱村美香君)

その40地区に整備された避難道は、現在適切に管理されて、逃げられる状況を確保できていると判断されていますか。やはり現状を見てみると、全部が全部、避難道が安全に使用できるという状況ではないように思います。

どのように判断されているでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

避難道の現状につきましては、全ての路線に関して情報防災課の方で確認をしている状況ではありません。ただ、地区の中でここの避難道がどうなっているというふうな情報が入ってきますので、その情報によって、路線に関しての現在の状況というのは確認していると思っております。

以上です。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番 (濱村美香君)

先ほど、地区担当の職員がいるということでしたけれども、避難道の確認ができていないという状況が あるようですが、それはどういった理由から確認できていないということでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁しましたのは、地区担当による把握ということではなく、地域の方からの情報、また地域の 地区長さんからの情報によって確認をしております。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

地域担当が確認はされておらず、地区の区長さんやその地区の方たちからの情報ということで、それは 役場の情報防災課に上がってくるもの、または地区要望として上がってくるものかと思われますけれども。 その地区に整備された避難道の管理を進める主体はどこでありますか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

次の質問にも重複するかもしれませんけども、避難道の通常の管理、清掃とか草刈り等に関しては地区にお願いをしています。ただ、地区で対応できない部分、また大規模な修繕等が発生した際には、町がその修繕等を賄うとい形で考えております。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

避難道の管理は地区にお願いしている、大規模な修繕等は町がということでした。

カッコ2の質問に移ります。

先に申した資料の中に、犠牲者ゼロを目指す23指針が示されています。その中の5、指定避難場所カッコ第1次避難場所のまとめでは、避難道の計画路線と避難タワーの整備完了により、町内の避難困難区域については、一定解消されたとあります。整備された避難施設の機能管理は町、維持管理は地区で行い、避難環境を保持していくとあります。

先ほど防災課長が申されたように、そのとおりだと思うんですけども、一定整備された、解消されたというふうなことですけれども、私はやはり、整備された後のその後の状態というものの安全の確保がどのようなものであるかということで、すごく疑問に感じております。

そこでカッコ2の質問に入りますが、避難道の整備後の維持管理は各地区に管理を任せているということでありますが、避難道の状況把握や課題等を区長とどうような形で協議できていますか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

それでは濱村議員の、避難道整備後の現状把握、課題の区長協議のご質問にお答えしたいと思います。 避難道と避難場所、共に地区からの要望に基づいて計画を作成し整備してきました。南海地震対策係で 整備してきた避難道については、基本的に土地を無償で貸与いただき整備をしてきています。

完成した避難道につきましては管理台帳により整理をしていまして、避難道としての機能を損傷する等の大規模な修繕等が発生した場合は町による対応としていますが、日常の草刈や清掃等の維持管理、簡易な修繕は地区にお願をしているところでございます。また、夜間照明等が点灯していない等の情報があれば、町の方でバッテリー交換等の修繕も行っております。

また、整備しました避難道の現状、課題等については、区長さんからの情報提供等によりまして現地を確認し、町の管轄すべき内容であれば協議の上、対応しているところでございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

区長さんとの協議ということで、いろいろ課題が上がってきているようですけれども。

一昨日、吉尾議員の力もお借りして、田野浦地区の避難道を回ってみました。かねてからも避難道が十分機能していないという情報が理解できていましたけれども、実際この目で見てみないと分からないと思い、田野浦地区の方を回らせていただきました。急傾斜で、草が生い茂って、空からは木の葉がずっと覆いかぶさっている所が多く、そのすぐ下に住民の方があっても、この急傾斜を登っていくことはまずできない。登ったその先が、木が生い茂ってとても避難場所までたどり着けないというところの現状があります。

別の場所ではソーラーシステムの機械は据わっているんですけど、草むらの中に、生い茂った草むらの中にあって、これ、夜間になって点灯しているのかどうかっていうところも疑問に、機能しているかどうかも疑問になるような状況がありました。

地区に維持管理を任せているということは、情報としてこういうところが機能していませんであるとか、 そういうことを町の方に上げていかないといけないのかもしれません。でも現状を見る限り、場所によっては住民の共助の精神、助け合いの精神では賄い切れない状況にきていると判断しました。やはり、急傾斜での草刈り機、機械を使っての作業は危険が伴いますし、大きな木を切るということになれば、また個人の持っているような機械では処理できないような、そういうところがあります。

作業中の事故になると、津波に流される以上の事故になってしまうかもしれません。放置すればするほど住民の手に負えない状況になっているように思います。整備をしてからだいぶ期間も経過していますし、整備した当初の状況とはかなり変わっていると思います。

機能管理は町と、ある部分の機能管理の範囲を具体的に教えてください。

軽微な日常の整備というところとの区別があまりつかないように思います、住民としては。その町が見ていただける部分の機能管理の範囲を問います。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

避難道、避難場所の管理につきましては、基本的には関係する自主防災会でお願いしたいと考えております。地方防災会議の方でも、行政による対応には限界がある。まず、住民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるようにすべきであると報告を書かれております。これは、単に被災したときだけのことではなくて、日常の中でもそれぞれのコミュニティーが災害に強い文化を育まなければならないということを示唆しているのではないかと思います。いざというときに自らの命や家族の命に直轄する避難道や避難場所は、それぞれのコミュニティーで愛着を持って管理することはより良い防災文化を育むことになるのではないかと考えています。また、避難路と避難場所の美化にもつながり、施設の長寿命化も図れるというふうに考えます。

ただ、先ほども言いましたように、そこの中で、地区の中で管理をしてもらうといったところにも限界があるといったところは、自分たちも承知をしております。ですので、その中で、なかなか地区ではできにくい、これは自分たちの管理はなかなか難しいといった状況があれば、現地を確認させていただいて、

そこの中で行政が対応しなくてはならないといった状況が確認されれば、行政の方で確認の上、対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番 (濱村美香君)

すみません、聞き逃したかもしれませんが。

機能管理は町とある、機能管理の範囲をもう一度お願い致します。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

機能管理の部分というところでいくと、日常的に清掃、また草刈り、簡易な修繕に関しては、地域でお願いしたい。

また、大規模な補修、そういったもの、大規模に改善しなくてはならない部分。そうしたものに関しては、町というふうに考えております。

以上です。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

これまでに、そういうふうに大規模修繕や地区では賄い切れないからということで、区長さんから要望が上がって修繕されたケースは何件くらいありますでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

雨等で崩れた路線があります。それに対して、今年度は3路線対応しているところでございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番 (濱村美香君)

崩落した修繕が3路線ということですけど。

それ以外に、木が生い茂ったであるとか、住民が対応できない部分はほかになかったかということですが、そういうことをひとつ聞きたいのと。

あと、清掃等は各地区できちんと管理されているかどうか、という2点を問います。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

木に関しては、避難路以外の所に生えている樹木に関しては、町の管理ではないというところであります。なので、町としてそこの樹木に対しての伐採等は考えておりません。

また、各地区の清掃に関してということになりますと、それぞれの避難路に関して、階段等に落ち葉等が積もっている状況もあります。そういった所を全て町の方で確認、管理するということはできないので、 先ほど言いましたように地区の中で、それぞれ避難訓練をする際とか、そういった際にそこの現地も確認 していただいて、地区の中でどこに避難道があって、今どういう状態かといったことは、それぞれのコミュニティーの中でも考えていきたいというふうに考えています。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

木に関しては町のものではないから、町の方では対応し切れないという答弁でしたけども。

でも、その木によって避難道が使えなくなっている、または避難しにくくなっている状況があるという ことは、何らか対策を考えないといけないことだと思います。そこらへんの対応についてはどのようにし たらいいか、住民も分からないかもしれません。言っても無理だとか、あそこは切ってもらえない。なの で放置になるという、悪循環になっているかと思うんですけど。

そのことに関して、町としての方の対応。町のものではないけれども、町民の命を守るためにどうしなければならないか、という町の考えはどのようになっていますでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

その避難路の樹木に関してですけども、避難するのに明らかに避難ができないという状況であれば、それは町の対応というだけではなくて、地区とも協議をしながら、そこについては考えていきたいというふうに考えています。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

地区の方から要望があって、この木を何とかもう伐採したいんだ、安全のために伐採したいんだという ことがあれば、町としてもその相談には乗ってくれるということだと思いますが。

そのための予算等は、町の方が負担をしていただけるんでしょうか。地区の負担でしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長(德廣誠司君)

基本的には、樹木の管理は所有されている方だというふうには思っています。

ただ、そこの部分に関しての費用負担として、町がやらなくてはならないということが確認されたとするならば町としての負担も考えていきますけども、基本的には地区の方で一定考えていただくといったことになるかと思います。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

海岸沿いに面した避難道が多数整備されている地区の高齢化を調べてみました。高齢化のみで維持管理 の大変さを語ることはできないんですけれども、若い世代が多ければそれだけ就労に出ているので、地区 の仕事がなかなかできないという現状と半々だとは思うんですけれども、高齢化率が60パーセントを超える地区が5地区、間もなく60パーセントを超えるであろう地区が1つ、この高齢化は維持管理の厳しさとともに、逃げることの厳しさにもつながってくると思います。

諦めないことが防災の思想だと書かれてあります。現状では整備できない諦め、逃げることができない 諦めにつながると危惧(きぐ)しています。田野浦の避難道のその麓に住む高齢者の方も、私は逃げれる ろうか、自分らあはこの後ろの避難道よりも向かいの避難道に逃げた方がいいけれども、あの橋が落ちた ら向かいに行くことはできない、とかいう言葉もそのとき聞きました。半ば行政に言うことを諦めたりし ないように、やはり早い段階から次の手だてを考えていかなかったら、木は日々太る一方であり、荒れた 避難道はますます荒れていくというふうに思うんですが。

繰り返しになるかもしれませんけど、機能管理と維持管理のさび分け、地区と行政の役割分担を今後どのように考えていきますか。

問います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

じゃあ、濱村議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

避難道のことが出てきました。これは地域でどこまで管理して、町でどこまで管理するのかというご質問でございますけれど、そもそも当初の話を少しさせていただきたいと思います。

平成24年に新想定で非常に厳しい想定を黒潮町受けて、そして、その後、避難道等の計画を作るために、住民の方と2カ月半くらいかいかけて、156回だったと思うんですけれど、156回のワークショップを全職員掛かって入って、地域の方と話してきました。その結果、整備すべき避難道267やったと思うんですけれど、それぐらいの必要性が地域から出てきまして、要望として出てくる形になるわけですけれど。そして、それを絞ってやってきたのが、先ほど情報防災課長がやってきた実績の避難道でございます。そのときの大前提としては、町が避難道を造ります。しかし、それぞれの避難道の地権者がおいでるわけですけど、土地は買いません。無償提供してくださいという、一見無理な、強引な、通常言うと。ことをお願いをして出来上がっているのが今のうちの避難道でございます。これは、高知県の方針でもございまして、そういうふうな方法でやってきました。

そして、できた後の管理、当然 200。例えば、当初計画では 60 ぐらいの避難道できた管理全て町がする というのは不可能でございます。財政的にもなかなか困難で、まず、点検するだけでも人を増やさなけれ ば対応できません。そういうこともあって地域と話してきたのが、造るのは町が造ります。日常的に管理 は、地元の自主防を中心にやってください、ということを合意の上でやってきた経過がございます。

じゃあ、どこまでが地域がやって、どこからが町がするのか。その明確な基準というのは、文書とか規則とかでないわけでございますけれど。それは常識で考えて、例えば災害で大きな被害が出た避難道、これは当然地域でできないわけですから、町がしなければなりません。ただ、日常的な草刈りですよね。あるいは、多少この木が太ってきたら刈らなければいけない。これは当然地域でやっていかなければならないというふうに認識しております。

一番黒潮町の防災の基本的な考え方で肝心に大事にしてきたことは、防災というのは行政だけでできないということです。だから、まず、町は何をすべきか。そして地域は何をすべきか。そして個人一人人は何をすべきかということをそれぞれが一生懸命考えて、それぞれ役割分担をしながらやっていきましょ

うというのが、これまでやってきた町の防災の取り組みでございます。

従いまして、これからもそのケースケースに応じて、地域のできる範囲を越してはいないのか、そういうことを地域とお話をさせていただきながら対応をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

それぞれの役割分担を地域と話しながら今後対応していけるということですので、そこは理解ができま した。

続いて、カッコ3の質問を致します。

犠牲者ゼロを目指す23指針の14番目に、防災地区担当制についてのまとめがあります。

カッコ1でも少し触れましたけども、カッコ3、町の地区担当は、どのくらいの頻度で、受け持ち地区の様子や避難道の現状を把握していますかということで。

防災課長も確認はできてませんと言っておられましたけども、またほかに何か別の方法で確認ができていれば、そのことについて教えていただきたいと思います。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

それでは濱村議員の、町の地域担当の受け持ち地区の現状把握についてのご質問にお答えしたいと思います。

防災地域担当制につきましては、平成24年度より早急な地震対策を行うため、役場の防災担当職員だけでは人員不足であったことから、全ての町職員が防災担当を兼務して、地域住民と協働で防災活動を行うことを目的として始まったものでございます。

当初は、地区ごとで住民の皆さんとのワークショップを進め、机上だけではなく現地での避難道の点検を実施し、避難上の地形および物理的課題を整理した地図により、避難道や避難場所の整備を進めてきたところでございます。

その後、戸別津波避難カルテ作成も地域担当制を中心として実施をしてきています。

現在は、地区防災計画の取り組みにより、地区の課題を洗い出しながら対策を進めているところございます。

また、町の総合防災訓練における自主防災による訓練の構築や、夜間津波避難訓練における事前打ち合わせ等は各地区の担当が地域に入り調整して行っています。

また、それ以外にも、地区独自の訓練等を地区と協働して取り組んでいるところでございます。

地域担当の職員が地区へ入る頻度は、それぞれの課題や特性によってさまざまでございます。避難道の 現状につきましても、地区によっては高齢者等の避難検証等の取り組みによりかかわる中で把握している 状況もあると認識しております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

避難訓練の前の方では協議したり、地区に入ってそういう打ち合わせをしたりされているということで したけれども。

平成24年からワークショップ等の取り組みがあって、約もう来年になると10年、取り組みが早く進んだ所で10年経過してくると思います。10年たってくると、地区の状況や構成、その年齢層の構成なんかもかなり変わってきている、人口の数も減ってきている地域もあるかと思うんですけど、その担当職員から上がってきた課題はどのようなものがありますか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

地域担当制の取り組み、地区防災計画の取り組みについては、年度当初に、それぞれの進めていく取り組みを今年度何をしていくかということで、毎年それぞれの地区で考えて、それについて取り組んでいっているところでございます。福祉避難所があるような所は、福祉避難所の開設に対して訓練をしたりとか、また土砂防、今、ワークショップを進めていますけども、それを中心に考えて取り組んでいる所。また、要配慮者の対策が必要と考える所は、そこを考えながら。家具の固定の推進、また、避難所が新たにできたような所は運営マニュアルの作成等。それぞれ取り組む内容は違いますけども、そういったそれぞれ進めていく課題を年度当初に共有しながら、進めていっているところでございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

私も出口の自主防災組織に入らしてもらって役員をさせていただいてますけども、町の担当の職員が年に1度、2度協議ということが、あまり自分自身の中ではちょっと経験がなくて。出口はいざという時には役場の職員さんも駆け付けてこられないだろうから、自分たちで避難訓練も実施しますっていう考え方でここ数年はやっているので、その成果とは思うんですけど、出口には出口なりの課題というものがあったりします。

そういうところの吸い上げというか、気付きといいますか、その地区民との共有の場面というのが、各地区平等にあるのかなというふうに、ちょっと魏疑問に思っています。私がただ知らないだけかもしれませんけれども、やはり地区担当制を導入して、リーダーを決めて、サブリーダーを決めて、担当者がいるという形があるとしたらすごくいいシステムだと思うので、それが十分に機能しているはずだと思います。なのに、その避難道が十分に安全に整備されてないということは、その課題の見極めが不十分であるのか、気付きがないのか。そこらへんはどのように、そのずれはどのように考えますか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど出された出口地区ですけども、出口地区は今年度、これは地区とも話しての取り組みの形を考えたところですけども、地区独自の避難訓練。新たに新集会所ができましたので、そういったところ。あと、その避難所が新たにできましたので、運営マニュアルの作成。そうしたことに取り組むというふうなところです。

あと、そのそれぞれの避難道のことに関してですけども、そこが役場から避難道をテーマにして今年か

ら取り組みましょうという投げ掛けは、今までしていません。それは地区の中で考える課題を基に、役場としても地域担当制を使いながら進めていきたいというふうに考えていますので。

例えば、今年度は地区の中の取り組みとして避難道をメインとして考えましょうといったことが上がっていれば、それを中心に進めていくケースもあるかと思いますけども、現状としては、それが今まで地区からも上がってきてない。こちらからもそういったことで要請もするということは考えていませんので、そうしたところでこれまでは進めてきているところでございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番 (濱村美香君)

やはり担当者も忙しいとは思うんですけど、地区から上がってきた現状をその目で確かめて、一緒に課題を共有するという作業はとても大事な作業かと思います。年に1度、2度、半年に1度ぐらいはその現状把握していただいて、何か課題がないだろうか、地区の計画は現状とずれがないだろうか、という確認はしていただけたらというふうに思います。

やはり役場の職員さんは金銭的な面であるとか、そういうものの予算のことであるとか、そういうことが住民からしたら頼りです。どういう方法が、改善策があるのかっていうのも、住民が分からなくても、役場の職員はリーダー、サブリーダーがいて、一緒に協議をしていただいたらいろんな知恵が出てくると思うんですね。そこらへんをきちっと住民とともに考えていただいたい。そのための地区担当制ではないかと思っています。普通、誰かの支援をするときなんかも、半年とか1年とか、計画を立てたら必ずアセスメントをしておいて、どのように対策をするか、対応していくかというのを決めて、誰がするかっていうのも決めて、期間、いつぐらいになったら評価をするかとかいう評価、モニタリングの作業があって、一人の支援が成り立っていきます。地区を支援するときにも、やはり課題があったらそのことについてどのような目標を立てて、誰がどのようにしていくのか。地区の人たちが草刈りを年に何回するだとか、そういうことが具体的に計画できるようなアドバイス、助言等も一緒にしていただけたらと思います。地区の中で賄い切れなくなっているのを町に言うのを諦めたとかいうんじゃなくて、地区要望とともに避難道の整備というのは命の道であるので、命を守る道であるので、そこらへんはきちっと丁寧に対応していただけたら、住民の安心安全は確保できるのかと思います。

地区の中でさまざまな軋轢(あつれき)ってあると思うんですね。区長さんに言ったけれども町の方には上がってないだとか、区長さんの判断と地区住民の思いとが、ちょっとずれているっていうところも、ひょっとすると 60 地区の中には、40 地区の中にはあるかもしれません。そういうときに、地区担当さんが間に入って見極めをしたりとか、折り合いを付けたりという支援をしていただかなければならないときもあるかと思います。

そういうふうに地区担当の方には責任があるかもしれませんけど、よき伴走者として、地区を支えるという意味で支援をしていただけたらと思うのですが、そのことについてはどうでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長(德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど来言ってますように、地区の課題は当然町も共有していかなくてはならないと。その中の仕組みが地域担当制だというふうに思っています。

そこの中で課題を洗い出しながら、これまでも進めてきました。またこれからも、そこに関してはやっていかなくてはなりませんし、諦めるということがあっては決してならないというふうに考えていますので、そこにならないように、これからも取り組んでいきたいと思います。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番 (濱村美香君)

諦めてしまわないような防災対策を、ぜひお願い致します。

続いて、2、要支援者の避難訓練についての質問に入ります。

前回、9 月議会では聴覚障害者の安心安全について質問させていただきましたが、不安を抱えて暮らす 方々、ほかにもたくさんおいでます。

カッコ1、11月6日に行われた夜間津波避難訓練では、町内の避難行動要支援者の参加はどのくらいありましたか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

それでは濱村議員の、夜間避難訓練の避難行動要支援者の参加についてのご質問にお答えしたいと思います。

夜間避難訓練には約3,100人の参加がありました。これはパーセンテージにして約30パーセント強で、 夜間の訓練での参加率では高い方ではないかと思っております。

しかしながら、避難行動要支援者の方につきましては町として訓練参加への取り組みができてなく、参加者がいたとしても人数が把握できてないのが現状です。

今後は、現在福祉部局と連携して作成を進めています個別避難計画を基に個別に避難訓練を実施し、また検証、計画の実効性を高めていくとともに、総合防災訓練、夜間避難訓練といった、町全体で実施する訓練への避難行動要支援者の方がより多く参加できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

毎年9月に行われる避難訓練では日中、午前中ですので比較的安全性も保たれるかもしれませんけど、いきなり夜間の訓練にっていうのはなかなかリスクを伴うため、当事者も、また一緒に避難してくださる 方も、夜は危ないからやめておこうかということで参加者も少なかったかもしれません。寒い時期でもありますし。

今後、個別計画に沿って実施を計画していく、避難訓練を個別に計画していくということを言われましたけれど、具体的にどのような流れで。流れでといいますか、いつぐらいをめどにその訓練の実施は行われますでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

避難訓練の参加につきましては、避難場所、避難所に避難することだけが避難訓練とは考えておりませ

ん。地区防災計画の取り組みの中では、玄関先まで避難する屋内避難訓練についても、重要な訓練だと考えております。

避難行動要支援者の方に関して、訓練は一律ではないと思いますので、それぞれに沿った形が必要だと思います。先ほど答弁しましたように、これから取り組む個別避難計画、それにより避難計画を立てて、福祉部局と連携しながら、それを個別にしていくのか、地区で共同してやっていくのか。それは個別避難訓練計画がある程度できてから、その後に検証をしていくという形になるので、来年度からの取り組みになると考えております。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

個別避難計画についてですけれども、来年度から訓練を実施していく方向になるということでしたけれども、その個別計画についての進捗(しんちょく)状況といいますか。

去年か一昨年くらいまでに、計画を立てることの同意はずっと受ける、同意を受ける作業を行ってくれてたと思いますが、その個別計画がどこまで今進んでいるのかというところ、少し教えてください。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

個別避難計画の作成は、基本的には健康福祉課の方で対応してもらっております。ただ、福祉部局だけではなくて、防災部局も共にやっているところで、現在進めている個別避難計画に関しましては、風水害に関して、町が対応しなくてはならないという方に対して個別計画を作成しているところで、その方に関してはほぼ出来上がっている状況です。

今後、それを風水害だけではなくて、また、町が対応するといったことだけではなくて、地域の方も含めて対応していくという方に対しての、全体的な個別避難計画を作っているという形になります。そうした方は町だけでは対応できないという状況もありますので、それに関しては来年度以降、あったかふれあいセンターであったりとか、社協さんであったりとか、そうした所とも協議をしながら進めていくということになりますので、来年度以降、その約200名近くいるんですけども、そういった避難行動要支援者に関しての計画を作っていくという段階に、来年度なると思います。

ただ、先ほど言った土砂災害に対しての個別避難計画は今年度中に出来上がるということになっていますので、その方に関してはそれぞれ、その計画どおりにできるかといったことに関しては訓練等で検証していきたいと考えております。

議長(小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

土砂災害は今年度中ということで、風水害の対策。風水害の対策は具体的にどういう災害か、ちょっと 教えてください。

津波については、また別でしょうか。

議長(小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

個別避難計画に関しましては、風水害です。台風等の風水害です。

地震津波等になると、事が起こってから津波が来る時間というのが非常に短いということで、それを考える上でも、相当やらなくてはならないこと、実際にどういうことができるかといった整理はハードルがものすごく高くなります。

ただ、事前に避難ができる台風等に関しては、今どういう状況であるか、これからどういう状況になるかといったことが予測できる災害ですので、そこに関して今、先ほど答弁しましたように進めているところで、事前に、誰がどのタイミングでどこに避難をするようにやっていくかといったことを計画をして、今現在進めているところです。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

土砂災害、風水害の対象の方が200名ではないですよね。すみません。全体の個別の避難計画を立てる対象の方が200名ということですね。なかなか大掛かりな作業になると思うんです。

これも1回計画を立てたからといって、ずっと継続でそれが維持できるかというとそうでもないし、一 定期間経過すれば見直し、支援者が支援できる状況でなくなったとか、いろんなことが起こってくると思 うんですけれども。

その作業、その津波、地震津波のケースと風水害のケースと2パターンできるという捉え方でいいんで しょうか。計画について。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

個別避難計画の流れとすると、やはり風水害等の対応と、地震津波の対応というのは変わってきますので、その2つの避難、ハザードに関して考えていく必要はあると思っております。

ただ、先ほど来申しましたように、地震津波に対する対応というのはなかなかいードルも高いところがあるので、まず、風水害から整理をしていって、風水害でも相当考えなくてはならないといったケースがありますので、そちらに対しての対応をする中での課題、それを解消していきながら、次の地震津波に対するハザードに関しての計画を考えていくということになるかと考えています。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

風水害の対象の方と、地震津波の対象の方とっていうのは重なる方もあるかもしれませんけど、その場所の特性からして、洪水や土砂災害がある地域と津波が来る地域って必ずしも一緒ではないと思うんですけれども、その対象者はきちんと。

言えば、もちろん風水害の方も頻度が高いし、あらかじめ予測ができる避難行動計画になると思うんですけど、地震津波についてはいつ起こるか分からないし、明日来るとも限らないし来ないとも限らないという、ちょっと複雑なところがあって、一人がこの2種類の計画ということにならないとは思うんですね。

それぞれ風水害で対象になる方と、地震津波が対象になる方とそれぞれあるんですけど、やはり同時進

行というのは難しいものでしょうか。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

カッコ2を聞いてから突っ込んでった方がえいがやない。ちょっと重なったところがあるんで。

5番(濱村美香君)

分かりました。

議長 (小松孝年君)

その中で、今みたいなことをずっと進んだ方がえいがやないかと思うがやけど。 ちょっと2番を1回先に。

5番 (濱村美香君)

すみません、カッコ2番は先ほど計画を答えていただいたので、もう聞かなくていいかと思ってもうずっと続きで言っていました。すみません。

個別計画について、避難訓練はどのように計画しているかというのは来年度中にというお答えをいただいたので、どうしたらいいですか。

議長 (小松孝年君)

要支援者の避難訓練はどのように計画していくのかというところで1回質問してもろうたら。 そこで、そっちの方の答弁もして。

5番 (濱村美香君)

それは答えをいただきました。今年度中に立ててというの。 もう一回、聞き直した方がいいですか。

議長 (小松孝年君)

そっちの答弁もあると思うんで、一回聞いてください。

5番(濱村美香君)

すみません。

そしたら、カッコ2の所の避難行動要支援者の避難訓練を今後どのように計画しているか。 今後の方向性を問います。

すみません、分からなくなってしましました。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは濱村議員の、避難行動要支援者の避難訓練をどのように計画しているかのご質問にお答え致します。

今年度は、町の避難行動要支援者の取り組みとしまして、土砂災害や台風等の豪雨、風水害に対する取り組みを進めております。

12月1日現在の町の基準に該当する避難行動要支援者は218名で、そのうち、土砂災害の警戒区域内に 住まわれている方が78名となっております。その78名のうち、家族や地域での支援では避難することが 困難な方12名について訪問を行い、避難行動要支援者個別計画に盛り込む内容を、ご本人やご家族を含め て検討しております。家族や周りの方の支援が難しい場合は、行政による支援も視野に入れ、避難行動要 支援者個別計画を策定することとしております。この避難行動要支援者個別計画に登録をする方たちは、 お一人では避難ができない方たちでございます。従いまして、避難先でも何らかの福祉的な支援が必要な 方たちということになります。

今年度は、特に支援が必要な方で福祉避難所への避難が必要な12名について計画作成を急いでおります。 今現在は、全体の避難行動要支援者個別計画の案は出来上がっておりますが、まだ案の段階でございま す。従いまして、今後は、福祉避難所となっている事業所等にもご協力をいただきながら、実際に福祉避 難所に行って避難生活を体験してみるお試し避難等も含め、避難行動要支援者お一人お一人の状態に合わ せながら、訓練を実施していく予定でございます。

避難行動要支援者の体調に合わせながら訓練を実施したいと考えております。また、今後、作成をしました避難行動要支援者個別計画について検証をしながら、随時の計画の更新にも取り組んでまいります。 町の方向性はとのご質問につきましては、犠牲者ゼロを目指し、必要な取り組みをしていくことに変わりはありませんので、黒潮町地域防災計画の中に位置付け、取り組んでまいります。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番 (濱村美香君)

すいません、私も途中で分からなくなってしまったんですけれども。

また先に戻るんですけど、風水害の方の計画作成をしてもらえる方と、津波地震の方というのは対象が変わってくると思うんですね。で、そのことで頻度が高い方を優先的にというのは分かるんですけど、当初、避難行動の個別計画を立ててもらう人は、津波想定、津波の想定だったように思うんですけど、そこが後回しになったような感覚がどうしてもあるんですけれども。

そのことについては、私の方がただ分かってないだけで、住民の皆さんや行政の方はちゃんと理解して 区分けができているということでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

地震津波を後回しにしているということでは決してありません。地震津波に対しても、先ほど健康福祉 課長が答えましたように、計画案については今整備をしているところで、それを具体的に個人個人に落と し込んでいく作業というのが来年度からになるということで。

それ以外の、先ほど言いました、行政が手を携えないと風水害時に逃げられない方、12名の方に関して、 今年度きっちりした形で計画を作って、それに基づいて来年の訓練をしていくということですので。

また、それぞれのハザードによって重複されている方もいますし、例えばもう片方、風水害のみの方、 地震津波の方だけの方もおられますけども、避難行動要支援者もどちらでも対応していくということです ので、どちらの災害に関しても避難行動要支援者の計画としては作っていくという形になります。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

218 名の個別計画を立てていく必要があるという方がおいでるからには、きちんとその人たちの不安が解消されるように、周辺の支援に回る方たちへの周知というところも大切になってくるかと思います。本

人だけが分わかっていてもいけないし、町だけが分かっていてもいけない。やっぱり支援する周りの人たちで共有できて初めて、こういう災害が起こったときにはこの人をみんなで避難所まで無事に一緒に逃げようとかいうふうな感覚がないと、どこで計画がされたのか、誰が計画を立てたのか、誰が持っているのかというところが不明瞭だと、なかなか本当にこう命を救える計画にはならないと思います。

そのように、個別に具体的に2パターンできる方もあるかもしれません。地震津波のときと風水害のときと、2パターンの支援計画ができる方もあるかもしれませんけど、やはり助けを待つ身になったら不安で、ほんとに自分は一緒に逃げてもらえるがやろうか、という不安を抱えつつ日々、日中、夜間問わずに暮らしていると思います。例えば視覚障害があれば、全く見えない状況の中で、自分はどこに逃げたらいいんだろう、そういうことを思っていても表に出して言えない方もいると思うんですね。

そういう方のためにも、いついつ計画を一緒に考えていきましょうという意思表示といいますか、連絡、 計画性を持って、安心してもらえるように取り組んでいただきたいと思うんですけれども。

その点についてはいかがでしょうか。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように、犠牲者ゼロを目指す以上、そういった方が不安にならないようなことを進めていかなくてはならないと思います。

そうしたところから、先ほども答弁しましたように、来年度から地震津波に関しても避難行動に対する 個別計画を順次立てていくということで、計画性を持ってその作成には当たっていきたいというふうに考 えております。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

218 名の計画を立てるということは簡単なことではないと思いますが、一日でも早く安心安全の計画ができるように、よろしくお願い致します。

私の方が、何か質問の方があちこちしてちょっと迷ってしましましたが、最後の3つ目の質問にいきたいと思います。

町の景観についての質問致します。

カッコ 1、ビオス大方から、入野松原に向かう海岸線に架かる松原大橋の塔の部分がもともとは白い色であったと思うんですが、かなり変色をしています。特に海側の面はほぼ白がなく、茶色の状態になっています。

周囲の景観を損ねている現在の姿に落胆している住民をは多く聞きます。町はこの現状をどのように考えていますか。

質問致します。

議長 (小松孝年君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

それでは濱村議員の、土佐西南大規模公園の松原大橋についてのご質問にお答え致します。

ご指摘の松原大橋につきましては、これまで皆さまから修繕のご要望をいただいており、土佐西南大規模公園建設促進同盟会からも高知県に対して修繕の要望しておりましたところ、今年度から令和5年度にかけて塗装工事を行う計画であり、このたび、今年度の契約が締結され、現在は塗装の成分検査が終了し、1月からの現地着手に向けて作業を進めているところと伺っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

修繕の要望が出ていて、それが令和3年から5年度にかけて塗り直しをしていただけるという話は、私も管理をしているNPOからの聞き取りで聞きました。それに対して、私たち住民はずっと何とかならないかというふうに思っていました。

カッコ1の質問では、この現状をどのように考えるかということを問いたかったんですけれども、そういうこうがっかりするような部分が町にあるとしたときに、町としての働き掛け、県の管理区域であるとか、町の先ほどの防災課長の答弁にもありましたけども、何かこう町の管轄ではないからといって、手出しはできない、口出しできないというところもあるかもしれませんけれども、でも町にある場所ということで、町の、こういうときにどのように対応するのかというところを聞かせてください。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回の事例は松原大橋の事例でございますけれど、これは先ほど室長の方で答弁させていただいたとおりで、具体的に計画が進んでおります。

このほかにもたくさんの国、県の事業があるわけでございます。大きく言えば、高規格道路もそうでありますし、大規模公園もそうであります。自分たちが住んでいる黒潮町内にある施設、そういうものについては、もちろん常日ごろから要望活動を続けております。要望の仕方は単に町だけの要望にならずに、複数の町で要望する場合もございます。例えば、大規模公園であれば四万十市にもありますので、期成同盟会を使って作って、四万十市長が会長という形ですけど、私副会長という形で、期成同盟会の中で、要望活動をしていきます。

また、高規格道路の場合は、関連市町村、あるいは、場合によって愛媛県の自治体の長とか議長さん含めて要望書を作って、そして四国地方整備局、国、国会議員さんというふうな活動をしていっておりますので、決して人の、町の事業じゃないからといって見過ごしているとか黙っておるわけではございませんので。そのへんはしっかりとこれからもやっていきますので、そのことをお誓いしておきます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

管理を請け負っている事業者だけではなかなか対応しきれないこともあると思います。何年も何年も骨を折って、やっと要望がかなったケースかと思うんですけれども、やはり黒潮町は観光にも力を入れて、スポーツにも力を入れています。大方球場はどこですかというふうに田野口の辺りで聞かれることが、こ

こ最近で何件かありました。なので、そういう所にもやはり案内掲示板が少ないのではないか、何かおもてなしの心というのがどこか欠けてたりしていないか、というふうな感じで最近思ったことでした。その大橋が錆びていたとしても、何も思わなかったらどうしようと思って、いろいろ働き掛けをしたりしてくれていたということが分かったので、少し安心はしました。町の管轄ではないからといってするしないというところも、町長の方が言ってくれました。

この前、土佐町の方に婦人会の視察で行ってました。そしたら、小さな町ですけれども、とてもおもてなしの心っていうのを感じられる。たった数時間しか滞在してなかったですけど、棚田も見せていただいて、そこは町の企画室の職員さんが、祭日にもかかわらず丁寧に説明してくださったりしていました。きっと高齢化も進んでいるでしょうし、自分たちの町より人口も少ない中で、国道沿いや見える周辺の所は耕作放棄地等もほとんどありませんでした。草刈りもきれいにできていましたし、それは地区の人たちの協力ももちろんあるというふうには言ってましたけど、見に来てもらいたいという意識もあるというふうに言ってました。で、そこは何か、おもてなしの心をすごく大事にして、外から人を呼び込もうという気持ちがすごく伝わってきて、土佐町ファンクラブというのもあって、2週間後にそのファンクラブ、無料ですけど、書いたら500円の商品券が届いたりとか、あと、10枚名刺が届いて、これを買い物のときに土佐町で出してくれたら、そこで特典がつきますみたいな取り組みも進んでいました。なので、小さい所も小さいなりにいろいろ創意工夫をして、外貨を稼いだり、そういうふうに努力をしている。

うちの町も、これだけ観光やスポーツに力を入れて、外から人を呼び込むという努力をしているので、 大橋についても何とかならないかというのを数年待ちましたが、質問をした次第でした。その後に、事業 化されているということが分かりましたので、今回、あの大橋が数年かけてでもきれいに元の形に復元さ れることを楽しみに、住民も頑張っていけると思います。

健康づくりのためにウォーキングやランニングをする方も多いです。なので、その橋を見て元気をもらえるように。若者たちは、今は映える所をすごく探しています。入野松原と海をバックにあの橋のたもとで写真を撮るだとか、夕日を背に写真を撮るだとか、そういうスポットにもなり得ると思いますので、ぜひ、町の景観についても今後も、これからも力を入れていただきますようにお願い致します。

本日、私からの質問はこれで終わります。

議長(小松孝年君)

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。 以上で、本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。

散会時間 15 時 45 分